

摂 津 市 議 会

文教上下水道常任委員会記録

平成30年3月12日

摂 津 市 議 会

目 次

文教上下水道常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 -----	1
開会の宣告 -----	3
委員会記録署名委員の指名 -----	3
議案第1号所管分、議案第9号所管分及び議案第35号所管分の審査 ----- 質疑（嶋野浩一朗委員、安藤薫委員、藤浦雅彦委員）	3
議案第2号及び議案第10号の審査 ----- 補足説明（上下水道部長） 質疑（檜村一臣委員、三好俊範委員）	56
散会の宣告 -----	75

文 教 上 下 水 道 常 任 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成30年3月12日（月） 午前10時 開会
午後 5時1分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 水谷 毅 副委員長 安藤 薫 委員 藤浦 雅彦
委員 檜村 一臣 委員 三好 俊範 委員 嶋野浩一郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

教育長 箸尾谷知也

教育次長兼教育総務部長 北野 人士 同部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎

同課参事兼家庭児童相談室長 木下 伸記 同課長代理 湯原 正治

総務課長 溝口 哲也

生涯学習課長 柳瀬 哲宏

次世代育成部長 前馬 晋策 学校教育課長 野本 憲宏

同課参事 奥野 友紀

こども教育課長 浅田 明典

教育支援課長 撰田 裕美 同課参事 大崎 貴子

上下水道部長 山口 猛 同部理事 石川 裕司

同部参事兼経営企画課長 末 永利彦

同部参事兼料金課長 林 彰彦

水道施設課長 檜本 宏充 下水道事業課長 江草 敏浩

1. 出席した議会事務局職員

事務局参事兼局次長 岩見賢一郎 同局書記 渡部 真也

1. 審査案件（審査順）

議案第 1 号 平成 30 年度摂津市一般会計予算所管分

議案第 9 号 平成 29 年度摂津市一般会計補正予算（第 7 号）所管分

議案第 35 号 平成 29 年度摂津市一般会計補正予算（第 8 号）所管分

議案第 2 号 平成 30 年度摂津市水道事業会計予算

議案第 10 号 平成 29 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 4 号）

(午前10時 開会)

○水谷毅委員長 おはようございます。

ただいまから文教上下水道常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は檜村委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分、議案第9号所管分及び議案第35号所管分の審査を行います。

嶋野委員の質疑の答弁を求めます。

溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、嶋野委員からの鳥飼北小学校の屋内運動場に係る2回目のご質問にお答えいたします。

以前に鳥飼北小学校の屋内運動場の中で、一定期間使用ができなかったような事例があったというようなご質問であったと思いますけれども、我々としていたしましては、例えば、屋内運動場の電球が急遽切れたりした場合には、校務員等で昇降機を使って対応したり、あと、ガラスの損傷なんかがもしあった場合には、当然、業者対応等で緊急に、児童・生徒、また学校開放等で市民の方もご利用される機会もありますので、支障が出ないように、速やかな対応を心がけているところではございます。

一方で、これも例として、床の損傷等が広範囲にわたるような形で発生した場合、そのような場合には、当然、安全を確保するという部分で、一定期間、工事等で使用期間をストップするケースもあろうかと思われまけれども、我々としていたしましては、今後も、学校施設につきましては、定期的に学校とも連携をとりながら点検等も行いまして、児童・生徒、また一般市民の方の使用に支障が出ないように努めてまいりたいと考えております。

○水谷毅委員長 木下課参事。

○木下子育て支援課参事 それでは、私のほうからは、児童虐待防止に向けて母子保健との連携を進めるべきではないかというご質問にお答えいたします。

本市の子ども・子育て支援事業計画では、虐待の未然防止の推進という項目を設けて、嶋野委員のご質問のように、母子保健担当課と連携して児童虐待の未然防止を進めると記載しており、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦、母親の孤立感や負担感が高まっている中、関係機関が連携し、切れ目ない支援を実施することが重要であると認識しているところでございます。このため、子育て支援施策のさらなる推進を目指す子育て支援ネットワーク推進会議や、児童虐待に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会などの会議には、保健福祉課の保健師などに参加を求め、子育て支援及び虐待防止の意識向上や情報共有に努めております。

また、母子健康手帳発行時の妊婦の面談や、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健康診査などで育児不安の強い方には、相談機関や制度を紹介してもらっており、個別の事例においても、常に緊密に連携をとりながら対応を行っているところでございます。

今後も、母子保健部門と連携強化に努め、児童虐待の未然防止をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 学校教育課にかかわります2回目のご質問にお答え申し上げます。

魅力ある学校づくり事業に係る研究先進校である第五中学校の改善状況でございますが、研究は平成28年度、平成29

年度の２年間でございまして、平成２９年度の結果は、現在まだ年度途中で確定しておりませんので、平成２８年度で申し上げますと、不登校生徒数は、前年度から約４７％の減、生徒間暴力などの暴力行為は約６７％の減でございました。

続きまして、学校部活動等助成事業の部活動指導員の人材確保の件についてでございます。

次年度は、外部指導者を中心に考えているところではございますけれども、今後も十分な人材確保ができるかどうかと言われますと確かに不安な面もございますので、今後は、大学、スポーツ関係団体等、さまざまな関係機関にも協力を仰ぎながら、外部委託等の視野も検討に入れながら対応してまいりたいと存じます。

そして、最後に、学力向上推進事業の摂津SUN SUN塾の授業の様子を、教員が参観することなどで学ぶ機会があったかというご質問でございますが、教員が摂津SUN SUN塾の授業を参観することは、ほとんどございませんでした。塾は、学校の約２倍のスピードで講義的に復習を行うスタンスで進めており、主に主体的で対話的に進める学校の授業スタンスとは異なる部分が多いこともございますが、今後、接点や情報を行きかわせる機会等をふやして、教員等が学ぶ機会というのも考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 それでは、３回目の質問をさせていただきたいと思います。

まずは、学校の施設のお話につきまして、溝口課長からご答弁いただきました。

私も、子どもの話なので全てをうのみにしているわけではありませんけれども、基

本的には、学校現場の判断の中で、これは早急に対応しなくては、例えば子どもたちの学習の問題であったりとか、あるいは地域の皆さんにもご迷惑をおかけするのだということについては、基本的にその現場にお任せしているというところですよ。また、教育委員会に相談があった場合には、現場も確認しながらということなのだろうと思っておりますので、これで安心したところがございまして、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、これは１回目の質問の中と関係するのですが、今年度、鳥飼西小学校の体育館で、結構長期間、改修工事をされましたよね。平成３０年度は、鳥飼北小学校でやっていくということになります。そうなってくると、当然、子どもたちは、その間、体育館を使った授業ができなくなってくるわけでありまして、仮に、その前に、もし体育館等で使えないというようなことになったときにどうするのだということについては、今のうちからしっかり当たっていただきたいと思いますし、また、地域の皆さんも体育館をいろいろ使っておられるわけですから、その点についても、いろいろと教育委員会としてやれる努力をしていただきたいと思いますところでございます。要望として申し上げます。

それから、児童虐待の話でありますけれども、木下課参事からお話をいただきました。保健福祉課等の担当課と連携しながらやっていくのだというお話でございます。

私が何を言いたいかといいますと、これほど通報の件数がふえてきて、社会全体が児童虐待は許しがたい問題だという意識が、以前より相当上がってきたと思います。その結果として、仮に自分のところに子ど

もがいなかったとしても、やはり地域で子どもが泣いているとか何か感じたときには、今までならば、通報しなかったところが通報するというケースがふえてくるのだと思います。それ自体は、私は歓迎すべき方向だと思っていますが、しかし、この間も申し上げましたように、そういう状態であるのだということになってくると、本当に助けるべきケースといったものが今までよりも壁が厚くなるというか、本当に密室化する可能性は、その一方であると思っています。そうなったときに何か通報があってから対応するというのになっては、もう遅いといったことが、これはひょっとして最悪のケースとして、私は考えられるのかなと思うのですよ。そのときに、母子保健と当然、今まで以上に連携していただきながら、自然な形でそれぞれのご家庭に足を運んでいけるような、そういった対応策をぜひ考えていただきたいと思いますし、そのために独立した担当課ができたのではないかなと私は考えているところでございますので、これは当然、法律の範囲もありますので強制的にできないところはあるのは私も理解していますけれども、しかし、その中で、できるだけやっていただきたいなと思うところであります。

話が変わるのですけれども、以前、学校の中でスクールカウンセラーを導入されたときに、私は、実は以前、文教常任委員会の中で1回提案したことがあるのです。それは何かといいますと、スクールカウンセラーに子どもたちの全員面談をしてほしいのだという話をしたことがあったのです。これは何かというと、例えば、私が心に何か悩み事を抱えていたとして、カウンセラーに直接行けるのかというと、やは

り行っているところを誰かに見られたら嫌だとか、いろいろな抵抗があって、本当は行って解決できるのに、できないということもあるのかなと思ったのです。もし、これが全員面談ということになるならば、別にそこに行くところを見られたとしても、それは全員がすることですから、特別心に何かあるからといって行くわけではありませんから、その抵抗はなくなるのかなと。その結果として、カウンセラーと本当に話ができて、悩みの解決につながるというようなことがあるのかなということで一度提案したことがあったのです。

私は、この母子保健は、そういうことなのかなと思っているのです。要は、これから担当される職員の方が母子保健の担当の方と連携されて行っていただくと。そこで、ちょっとした悩み事なんかも少しそこで相談できたりということが可能になるのかなと。そういったところで、早期に何か相談できるようなことができていくと、その後の重篤な事案を招くことがないということもあるのかなと思っていますので、これは大変に、課参事、大きな重責というか、使命を持った課ができたなと感じるところでございまして、ぜひ母子保健と担当として、摂津市ならではの取り組みを実践されることを期待していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、第五中学校の不登校の取り組みについて、具体的な数字もお聞かせいただきました。本当に大きな成果が上がっているのだと思います。

これも、今までどちらかというと、不登校ぎみになってきた児童・生徒に対して、どう対応していくのかということですよね。今までそうだったと思いますし、ただ、そうなる前に対応したほうが、これは不登

校という問題に対して、より効率的にアプローチできるだろうということで、大変すばらしい取り組みだと思います。この第五中学校の取り組みを、そうしたら学校規模の違う第一中学校であるとか第三中学校でできるのかというと、ちょっとこれは工夫が要るのかもしれませんが、ぜひ、そこら辺のところも。ただ、ポイントがあると思いますので、そこをつかんでおられると思いますから、そこをしっかりと実践していただきたいなと。これは要望として申し上げておきたいと思います。

部活動の件も、よくわかりました。今までも、外部指導者の方というか、お願いしてきたことはありましたよね。ただ、なかなか見つからずに本当に子どもたちがやりたい競技が、その中学校の部活動としてできなかったといったこともあったわけでございますので、今回、国のほうでも大きな方向転換があったと思います。もちろん、それは教員の負担軽減というところが大きな視点ではありますけれども、しかし子どもたちからとってみると、やはり自分たちのやりたい競技に取り組めるような環境ができるのかなということで期待も膨らんでいっているのかなと思うところでございますので、先ほどご答弁いただきました大学であるとか、いろいろな団体の方にもご協力いただきながら取り組んでいくというお話でございましたので、これも期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、前馬部長と教育長にお聞きしたいなというところがあるのですけれども。まず、部長にお聞きしたいのは、これまで学力の向上ということで、いろいろな取り組みをされてこられました。私は、今まで摂津市が取り組んできた取り組みは、非常

に意味のあったことが多かったと思っていますし、また、なかなか客観的な数字には見えてこないところがあるのかもしれませんが、しかし、私は、一定効果が上がってきたことがあると思っています。

以前、どこかでお話ししたことがあるかもしれませんが、実は、去年の確か11月か12月ぐらいに、私は子どもの宿題を見る機会があったのですが、そのとき、非常に驚いたのです。何かというと、プリントは算数だったのですけれども、配られて見ると、学年とクラスと名前とも印刷してあるプリントを息子が持って帰ってきたのですよ。私は、たまたま宿題がわからないということがあったので見ていたのですけれども、驚いたのですね。今、こんな感じでやっているのといって、要は、自分たちで名前を書いてではなくて、既に名前が印刷されたようなプリントが毎回用意されてやっているのと聞いたら、それは違うと言うわけですよ。何やねんと言ったら、今までのその子の、例えば算数であれば、ここで少しつまづいているとかがあるじゃないですか。計算の問題が弱いとか、図形の問題が弱いとか、いろいろな特徴があると思うのですよね。30人子どもたちがおれば、ここが得意だけれども、ここが苦手だというようなところがやっぱりはっきりしてくるのだらうと思います。それを学校側がしっかりと把握されておられて、毎回ではないらしいのですけれども、そのときは、その子に応じたプリントが配られたそうなのです。これをやってきなさいということで。だから、名前が書かれた宿題が用意されていたということをお聞きしたのです。私は、そこまでやっていたいっているのだということを改めて感じ

たのですけれども、しかし、それは摂津市全体としてできているわけでもないらしいのです。つまり、あくまでもその学校の、その学年の先生のご努力で、そこまでのことをされているということだそうです。私は、そのように学校の現場で本当に工夫されて、努力していただいている先生がおられると。当然そのことは大切なのですけれども、あわせて、そのことをもっともっと一般化すべきではないのかなと。今まで、ある先生が、これはいいですよと気づいたことを、どれだけ多くの先生が共有できているのかなと。その土台に立って、さらに、それぞれの先生方が、今、目の前で指導している子どもたちの特性という特徴を踏まえて、どういう指導ができるのか、要は全体的な底上げをもっともっとやっていきながら、そこまでの近づきがあると思うのですよね。それがどこまでされているのか、その土台をもっともっとベースを上げることによって、さらにそれぞれの先生方のご努力が、より形としてあらわれてくるということになるのかなと思っているのです。ぜひ、そのことについて、ちょっと漠然とした話になるかもしれませんが、最後に部長からお聞かせいただきたいなと思うところであります。

最後に、教育長にお聞きしたいのは、平成29年度の学力定着度の調査についても、先日の委員会の中から質問されてきたところであります。私も、この中をいろいろと拝見させていただきました。私なりに問題意識を持っているところもあるのですけれども、まず、私はこれを見て思ったのは、「将来、あんな人になりたい、こんなことがしたいという、夢や目標がありますか」という設問に対して、ほぼ全ての学年の子が、全国平均よりも多い割合である

と答えてもらっていると。これは大変すばらしいことだなと思ったのです。

しかし、その反面、その隣になるのですけれども、そうしたら「勉強や運動、クラブ、習い事、しゅみなどで自分なりに自信を持っていることがありますか」という質問に対して、これは誤差の範囲かもしれませんが、やっぱりちょっと低い回答率になっているのですね。

これは、あくまでも私の推測の話ですなのですけれども、要は、何か子どもたちが、どうせ私は、僕はこの程度なのだと、変な限界をつくってしまって、その限界の中で達成できる夢や目標を探しているのではないかなと、私は、このデータを拝見して、具体的な根拠はありません、もうこれだけの話ですから。果たしてそうなのかなと思うのですよ。要は、限界というのは、勝手に自分自身がつくってしまうものではないわけで、やはりもっと大きな夢や目標を見つけることができたならば、私は、さらに摂津市の学力が上がっていくのかなと思っていますし、そのことが、これは代表質問でも申し上げましたけれども、やはり摂津市の義務教育が掲げる大きな目標なのだろうなと思っているのです。

このデータのみで今回は聞かせていただいておりますけれども、教育長として、果たしてどのような子どもを育てていきたいのかというところを私はもっと明確に語っていただきたいなと思っているところでございますので、最後、そのことをお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。お願いいたします。

○水谷毅委員長 前馬部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、嶋野委員からのご質問にご答弁を申し上げます。

個に応じた指導を学校で行わなければ

ならないと言われてから随分久しくなります。学校というものが、ややもすると一斉画一的に共通の知識だけを教えて、詰め込んでいて、どれだけ子どもがたくさんのことを覚えたか、それで学力が問われていた時代というのがかつてありました。しかし、本当に必要な力は、それぞれが自分の課題を見つけて自分で取り組んでいく力であり、それを身につけるために教員がいかに支援していくかが重要であると言われてから随分経ちます。

そんな中で個に応じた指導がどれだけできているかという、まだまだ授業観といいですか、指導観といいですか、変わっていない教員も多いのは事実です。共通で必ず身につけなければならない知識もございますから、授業の中で全体的な指導と個別指導のバランスをどうとっていくかが重要になると思います。それで、今、さまざまな授業改善を行っていきまして、一定の成果を上げてきているという実感はございます。

学力調査につきましても、ややもすると全体の平均点だけがクローズアップされて、低いとか高いとか言われがちなのですが、本来の目的は、一人一人の子どもがどこができていて、どこができていないのか、それを把握して個別の指導をするためにあるのではないかと考えます。学力調査には3つの目的があるということを教育長も申し上げたのですけれども、一人一人の子どもに合った課題を返していくことが大事だと考えています。

そういう意味では、摂津市の学力定着度調査につきましても、一人ずつの課題に応じて問題作成等もできるようなシステムがありますが、より個に応じた、子どものそれぞれの課題というものを早急に解決

しながら取り組んでいく必要があると思っています。

今後ですけれども、いい取り組みというのは全体化を図っていきたいと思っています。摂津の学校教育スタンダード、また取り組みヒント集を発行いたしました。このヒント集にある取り組みというのは、個に応じたものを個別に指導していくものもたくさんございます。そういういい実践というものを共有化して、財産として取り組んでいくことが一人一人の子どもの学力の底上げができるというような状態を生み出すことにつながると考えています。全体、そして個別、そのバランスというものをよく考えながら、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 箸尾谷教育長。

○箸尾谷教育長 今いただきました嶋野委員のご質問にお答えしたいと思います。

今、ご指摘いただきました学力定着度調査で本市の小学生は、全国的に比べまして夢や自信があるという積極的に答えている子どもが多いというのは、本当に私も喜ばしいことだと思います。

私が府におりましたときに、大阪府の子どもたちの特徴としましては、夢を持つ子どもが全国に比べて少ないということがありましたから、これは、本当に府内の中でも本市の誇るべき、結果かなと思っています。なぜ夢や希望を持てなくなった子どもがふえたのかと考えたときに、やっぱり今は昔と違って、いろいろな情報が簡単に手に入るようになったことが原因の1つかなと思っていました。

昔は、例えば小学生のころでしたら、私は当時、気象予報官になりたいなと思っていたのです。ただ、気象予報官になるため

にどうしたらいいのかというのは全くわかっていなかった。でも、気象予報官の仕事をテレビなんかで見て、あんな仕事につきたいなと思っていたのです。まさしく夢だと思うのですね。そのためにどうしたらいいかというのは、なかなかわからなくて、結局、自分がどんどん学年が上がるにつれて進路を変更したわけですが、ただ、今の子は、例えば医者になりたいと思ったとしても、医者になるためにどうしたらいいかというのは、もうすぐに情報が手に入ってしまう。医者になるためにはこうやって勉強して、あの大学に行かなあかん。そうしたら、そのためにあの高校に行かなあかん。そのためには偏差値が何ぼというようなことが、もう本当に小学生の段階から簡単にインターネット等で情報が手に入ってしまうがために、夢を見る余裕すらないのかなと思っています。

ただ一方で、やっぱり子どもたちに自信がない子も多いです。昔は、例えば、いろいろな意味で自信を持った子がいました。勉強はできないけどスポーツができるとか、足が速いとかいうようなことで自信を持っている子がいましたけれども、今は本当に自信のない子が多くて、勉強も嫌やし、スポーツも嫌いやしということで、自分自身に自信が持てない子どもというのがふえているなと感じています。そういうときは周りの大人の働きかけ、教員、保護者、地域の人みんなが子どもに対してネガティブな発言を繰り返すのではなくて、やっぱり子どもを育てるという観点からの発言、ちょっとぐらい失敗しても大丈夫だと。よく言われることですが、夢は思い続けている限り、あきらめない限り、夢は夢であり続けるのだということですけれども、本当にそのとおりで、やっぱりそう

いう働きかけ、声かけというのは周りの大人が意識してやる必要があるのだろうなと私は思っています。そういう教育を学校でもしていきたいなと思っています。

それと、もう一つ私が思うのは、このごろの子どもたちは想像力に欠けている部分が多いのではないかなと思っています。つくり出すクリエイティブというほうではなくてイメージのほうなのですけれども。クリエイティブはイメージがあって初めて成り立つものだと思いますけれども、やっぱり頭の中でいろいろな空想するか、想像するという力が弱まっているのかなと思っています。

そのためにはどうすべきかというところ、私は一つの方法として読書があると思っていますのですね。先日も、三島地区の読書感想文コンクールでご挨拶で話をさせていただいたのですが、本を読むというと、文字だけの本と漫画がありますけれども、漫画もおもしろい部分はあるし、それはそれで効果もあると思うのですけれども。一番大きな違いは、子どもたちに言ったのです。例えば、ワンピースのルフィの顔を思い浮かべてごらんと。そうしたら、多分、ぱっと子どもらが思い浮かべた顔のほとんどは同じ顔なのですね。それはなぜかということ、ルフィという顔が漫画では絵になっているからですね。ところが、本で、例えばある本があって、それを全員に読んでもらって、主人公の顔を絵に描いてごらんと言ったら、きっとばらばらな主人公が書かれてくる。それがまさしく、私は想像力だと思うのです。やっぱり文章をもとにして、自分の頭の中で想像する力、そういうものが今やっぱりどうしても読書離れというようなことでそういう力が弱まってきているのかなと思って、しっかり本

を読みましょうねというお話をさせてもらったのですけれども、そういうことで、今の子どもたちに自信を持ってもらうというためには、やっぱり先ほど言ったように働きかけが大事ですし、また、夢を持ってもらうためには、そういう想像する力をやっぱりしっかりと読書等を通じて養ってもらうことも必要なのかなと思っています。

以上です。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 最後、要望にさせていただきますけれども。

まず、前馬部長ありがとうございました。

授業の話なのですけれども、私も議員にならせていただいたそのときには、確かそのときは小・中の連携のところが非常に大きな問題だということで、ずっと研究も重ねてこられましたよね。そのことは、報告ということで、毎年、研究フォーラムに合わせて印刷物を配っていただいて、私もそれを拝見しておりました。本当に学校の先生方が、そういう共通の問題意識を持って、確か算数と国語の研究会があったと思いますけれども、していただいているのだなということを感じたところであります。そういった今までの積み重ねといったものをしっかりとデータ化ではありませんけれども、共有のものにしていただきたいな。その中で、本当に先生方が、先ほど申し上げましたけれども、今、担任をしている、あるいは教科を教えている児童・生徒の顔を思い浮かべながら、どういった指導をしていけばいいのかということについての努力を重ねていただくということで、学力上がっていくんじゃないかなと思っていますし、それと最後、3回目で申し上げるの忘れましたが、摂津SUNSUN

塾の取り組みなんかも、確かに学校と塾とは進め方も違うかもしれませんが、しかし、何かヒントがあるんじゃないかなと思うんですよ。だって、塾というのは、いわゆる知育、徳育、体育でいうと、知育を教えているところで特化をして、そこでプロの生業としてやっている先生方でありますから、教科を教えるということについては、それは何か皆さんツボは押さえてはと思うんですよ。そこから学ぶものもやっぱりあるんだろうなと思っていますので、食欲に先生方が学んでいただけるような、そしてまた摂津市全体としても、そのベースを上げていただけるような取り組みを大いに期待していますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、最後、教育長、ご答弁いただきましてありがとうございます。

私は、子どもたちが本当の意味を見つけるには、本物の人にあうことなんだろうなと思うんですよ。例えば、自分が医者になりたいというときに、本当にその医者としてのやりがいをもって、使命感をもってされている方に、直接お会いをして、そこから、子どもたちが刺激を受けると、仮にその後の現実ですよね、こんだけ勉強せなあかんと、そういったことがあったとしても、それを乗り越えられるのは、どれだけ本物の人にあって、どれだけ自分で本気でそうなるのかってことなんだろうというように思いますし、ぜひそういった機会をどんどんとつくっていただきたいなと、これは本当に思うんです。

実は、また最後、私の話になってしまいますけれども、私がかつて、鳥飼北小学校のPTA会長をさせていただいているときに、30周年だったんですよ。で、そのOBを招いて話をしてもらうといったこと

があったんですけど、その人は、私より物すごい若いんですけど、ソフトボールをやっていたそうなんです。自分の夢を語る機会があって、俺は甲子園に行きたいんだと、高校野球でね、甲子園に行きたいんだと夢を語ったそうです。そしたら、周りの者が何人か、それはおまえじゃ無理やというような声が飛んだそうです。それに対して、当時の担任の先生は、もう烈火のごとく怒ってくれたと、人の夢を、そんなね、おまえたちが判断するもんじゃないという話してくれたと、そのことがすごくうれしくて、それをずっと、まあ一つの、心の支えじゃないですけど、それが全てじゃありませんよ。それも一つの支えとして、ずっと頑張ってきて、何とか甲子園に行けたというようなお話をお聞きして、あれはすばらしいなと思ったんです。で、これも第五中学校のその不登校の取り組みといったものに対して、どうしていくのかというお話で、何か前向きな声をかけていこうとかいうことはありますよね。私は、それともつながっていくことだろうなと、これは不登校だけではなくて、本当にいろんな可能性があることなんだろうなというふうに思っていますし、子どもたちが本当に自分が目標とできるものを見つけられるような、ぜひそういった機会をふやしていくとともに、それを何か支えていくような、そういったその学校集団、ぜひ、これは今、期待されていることだと、私は本当に強く思っているところでございますので、よろしくお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○水谷毅委員長 嶋野委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑ありますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、予算概要で幾つかお聞きしておきたいと思います。

最初に、54ページにあります子ども・子育て支援事業についてであります。

子ども・子育て会議委員報酬が、前年当初予算と比べても約20万7,000円ふえていると、恐らくこれは新年度、子ども・子育て会議の開催回数もふえてくるのではないかというふうに推測するわけですが、平成29年度もさまざまな子ども・子育て会議で就学前施設のあり方の部会など、開かれてきたかと思います。そこで、平成30年度、この子ども・子育て会議委員報酬増額が会議の回数増ということであるとするならば、どのような課題がこの平成30年度、子ども・子育て会議にあるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、同じく子ども・子育て支援事業の中の、子ども・子育て支援事業計画策定委託料、先日の委員会での質疑の中にもありましたが、次期子ども・子育て支援事業計画の策定で、ニーズ調査を行っていったというようなご答弁があったかと思いますが、改めてこの事業計画、第1期の事業計画と、それから第2期の事業計画をつくる上で、どんな観点があるのか、ニーズ調査以外にどんなことを平成30年度はやられようとしているのか、また、委託ということでもありますから、外部に委託されるのかなと思いますけども、その委託先等、教えていただきたいと思います。

続いて、同じく54ページにあります保育所等入所事務事業、民間保育所等施設整備補助事業など、あわせて聞いていきたいと思っています。

私どもだけでなく、各会派から、また全国的にも大きな課題になっているのが保

育を必要としている児童が保育所に入れないという、いわゆる待機児童の問題だというふうに思います。代表質問でも明らかになってきたように、新年度に向けて、昨年11月に行われた一斉申し込みにおきましては、前年よりも21名申込数が多かったということです。その後、受け入れ先は、新年度の受け入れ先、当初は小規模保育所定員19名の1園のみということでありますので、4月当初からの待機児童が非常にふえるのではないかとというのが共通の不安といいますか、危惧する点だというふうに思うんですけども、もう既に一斉申し込み、またこの間、これまで申し込みをされてきた方に対しては、入所承諾書、もしくは待っていただく保留通知書が既に保護者のもとに通知されているというふうに思うんですね。そういった点から、新年度の当初を予測する上でもお聞きしたいのが、入所の申込数、現段階で申込数、そしてそれに対して、承諾された方、それから保留ですよと、いわゆる待機ですよという方の通知はどれだけの数、郵送されたのか、その点を確認していただきたいというふうに思います。

それから、新年度、定員を増やされる施設と先に申し上げました、もう既に何度もご答弁いただいていることなんですけども、次年度オープンに向けて整備される施設、改めて確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。

次に行きます。予算概要の56ページになります。児童手当、児童扶養手当、それから、104ページ、私立高校学習支援金とか、または、予算概要でいいますと112ページ、116ページにあります就学援助費のことについて、聞いていきたいなと思います。子どもの貧困問題が本当に大き

な社会的な注目を集めていますし、大阪府が子どもの生活に関する調査を行われて、そのそれに対する対策等も発表されております。代表質問の中でも、子どもの貧困対策についての質問もあったと思います。いろいろな視点があるかと思いますが、この児童手当や学習支援金や就学援助費というのは、経済的な支援をしていくという観点からのことですので、お聞きしておきたいなと思うんですけども、児童手当について、前年と比べると7,600万円、4.56%減額になっていて、児童扶養手当は横ばいというふうな状況であります。この状況について、予算組みをされるに当たって、この減額もしくは扶養手当の横ばいという判断をされた、その辺の根拠といいますか、どのように見ておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、私立高校学習支援金が奨学金の貸付の制度に変わって、つくられて、返済不要の支援金という形でスタートしているわけなんですけども、新年度、115万5,000円、23%の減額になっております。いろいろな理由が想定できるかと思いますが、どのような理由から減額となっているのか、お聞かせをいただきたい。

それから、就学援助費の制度であります。就学援助費の制度についても、これまで認定基準の引き下げなど、いろいろな問題はらんでおりました。そんな中で、今回、ここ数年、入学、新入学生に対する学用品費の金額がほぼ倍額に引き上げられてきて、そして、中学校入学を予定している児童には、もう既に2月末には入学準備金として、前倒し支給もされていると。新年度におきましては、今度は小学校に入学をする児童に対して、前倒しの支給ということになります。中学校の入学に関しては、既にこの

間いろいろと質問をさせていただいて、弾力的な運用をお願いしてきたところですが、今度、小学校の入学予定者は、中学校入学予定者と違って、現段階で就学援助費の制度を受けておられない方になりますので、そういった方々に対して、もれなく受けていただくような周知であるとか、手続の案内であるとか、さまざまな事務手続というのが中学校のときと比べて大変複雑そして多量、大量になってくることが予想されるんですね。そういう点でその周知の方法であるとか、体制の状況とはどのようにされているのか、お聞かせいただきたい。

次に行きます。同じくこれも経済的な現物支給の一つだと思いますけども、経済的な支援の一つですが、予算概要の58ページにあります子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成についてです。これも大きな前進が見られて、新聞紙上にも市長が登場されまして、この医療費助成制度の意義などを語っておられるというような記事も見ているわけですが、子ども医療費助成では18歳まで拡大されますし、ひとり親家庭医療費助成では22歳まで、大学生世代にも拡大されるということは大きな前進をされていますが、一方で何度も取り上げていますが、入院時食事療養費については、これまで所得制限なしで補助がされていた子ども医療費助成について、住民税非課税世帯のみに限定されてしまいました。平成28年4月に入院時食事療養費は、1食当たり360円から引き上げられて、この4月からは460円に上がることになっています。住民税の課税になってしまった子育て世帯の方で子どもが入院したときのその食事代の負担というのは、これまで以上に大きくなってしまいうわけ

ですね。ひとり親家庭についても、これは貧困対策ということで、拡大をされてきているわけです。所得制限があれば必ずボーダーライン上の方々が生まれるわけで、そういう点をなくすためにも、事務的な手続を少なくするためにも、入院時食事療養費をもとに戻していくことが必要だと思うんですけども、いかがでしょうかお聞かせください。

続いて、予算概要102ページに移ります。教育委員会のことです。教育委員会の制度そのものが、2014年でしたか、法律が変わりまして、新教育委員会の制度になりました。経過措置の中で、既に決まっている教育長の任期の間は従来どおりの教育委員会制度で進めていくということではありますが、今年度、教育長の4年の任期も切れるということで、今度から新教育委員会制度ということに、いよいよ変わっていくことになりますね。その点で、この教育委員会制度の改定するときにも、幾つか、少し議論させていただきましたが、改めてこの新教育委員会制度がいよいよ摂津市の教育行政にも入ってくるということで、新教育委員会制度に変わったときに、何がどのように変わっていくのか、または、変わらずに維持されていくことは何なのかについて、整理をして、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、あと106ページに行きます。嶋野委員を初め他委員からも質疑がされておりますが、また、以前に文教常任委員会でも鳥取市まで視察に行って、いろいろ勉強させていただいた学校部活動の問題であります。

今、嶋野委員の質疑の中で人材確保のお話がありましたが、あわせて、国のほうで部活動の指針が発表されましたよね。教職

員の負担軽減ということもあるし、児童・生徒のその体力面、健康面という点もあるということから、例えば週2日の休みは確保しなさいというような新たな指針が出されました。摂津市はこの間いろんな議論がされてきて、検討もされて、摂津市としての中学校部活動のガイドラインがつくられて、その指針に沿って、中学校での部活動が進められているというふうに思うんですけども、その摂津市のガイドラインの後に国の指針が示されております。この辺の違いがあるのかどうなのか、違いがある場合、そこはどのように埋めるのか、またはどのように考えるのか、新年度に向けた、新たな外部の指導員を増員していくということでもありますので、その点、教えていただきたいと思います。

続いて、予算概要108ページ、学力向上推進事業についてです。この点も議会でも、それから保護者や地域の方々からも学力の問題というのは、やっぱり非常に関心が高いところです。義務教育でありますから、当然、義務教育の期間の中で身につけるべき学力、基礎学力をつけて、次のステップに上がっていくと、これは教育行政であり、子どもに対する私たち大人の責任だと思うわけです。

そうした中で、幾つかお聞きしたいんですが、学習プリント活用補助員が今回からなくなりました。そのかわりに、学校マネジメント支援事業ということで、スクールサポートスタッフが導入されていくということでもあります。繰り返しになるかもしれませんが、これまでの学習プリント活用補助員を廃止して、今度スクールサポートスタッフ、新しい事業として、人を配置していくということについての考えについて、お聞かせいただきたいと思います。

それから、これも何度も取り上げられていますが、学習指導委託料が348万円の増額になっているのは、いわゆる放課後の学習機会を提供しようということで、平成29年度に始まった摂津SUN SUN塾、市内3か所での実施が5か所になって、既存の3か所には補助員をつけていくというような中身だというふうに思います。

改めてこの既にやられてきた3か所の摂津SUN SUN塾の効果検証、どのようにされているのか、また、場所はどうか、学習内容はどうか、学校との連携、重なるかもしれませんが、それをどのように見ておられるのか、教えてください。

それから、学力定着度調査委託料についてです。400万円の計上で、これも毎年計上され、実施されているものだと思います。12月ですか、1年生から6年生まで、実施されている問題です。私はこの間、全国学力・学習状況調査、それからこの摂津市学力定着度調査、さらには大阪府が実施している中学校チャレンジテストと、まさにテストばかりで、本当に、毎年傾向をつかんでいて、限られた教科の中で、限られた時間の中で出された結果のみがひとり歩きする問題であって、本当に毎年やる必要があるのかということを言ってきたわけですが、学力定着度調査で12月に行われた結果が示されております。特に学力の問題とは別に、三好委員も取り上げておられましたけれども質問紙調査のほうですね、アンケートをとっておられます。その質問紙調査の結果、それから、そこから出てくる課題について、どんなふうに捉えておられるのか、毎年やっておられる傾向が変わっているのか、変わってきているのか、変わらないのか、その点も加え

て、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、今、少し触れましたが、チャレンジテストです。予算的には大阪府の事業であります。中学校でもさまざまカリキュラム等がふえていて、多忙なコマ数、消化するのが大変だというふうに言われている中で、丸1日を使ってやられるテストです。チャレンジテストについては、校長会などからも見直し、また教育長からも、大阪府教育庁に対しても、やはり改善を求めておられるというふうに聞いてきました。既に中学1年生と2年生には、もう1月に実施されております。中1、中2が個人戦と言われて、高校入試の際の評定に影響するものだ。3年生は、6月ですか、実施され、学校の中で求められている評価の平均点の範囲の中で子どもたちに点数をつけなければいけないということで、全国学力・学習状況調査、それからこの摂津市学力定着度調査とは違って、直接子どもたちの進路にかかわっていくテストになっているんですね。これが果たして本当に必要なのかなのか、弊害ばかりあるのではないかという問題が、やはり指摘されているわけです。

今回も、中学一、二年生で実施されて、されました。各学校は生徒たちの1年間の学習の状況や態度であったり、学力テスト等々、期末考査等の結果から、評定をつけてこられるかと思いますが、その1月のチャレンジテストの結果いかんでは、先生が子どもたちの1年間の様子を見てつけた評定が変更されることがあるという問題も指摘されて、新聞報道によりますと、この2年間で約2万人の生徒の評定が、成績よかった子が、たまたまその日の調子が悪かったことで、5から3になったりとか、また逆に、ふだん余りよくない評定の方

が、そのテストだけを一生懸命やってきて、やったことによって点数が上がって、一気に成績が上がったというようなこともあるのではないかというような問題があるんですけども、摂津市で実施されたチャレンジテスト、まだこれから1年生の評定といたしますか、通知表の評価を決めていくことなので、把握は難しいのかもしれませんが、平成29年度ですね、どのくらい変更になる子が出てくるのか。まだ結果が出てなくてわからなければ、その平成28年度の状況でも結構ですので、影響を受けた、受ける人について把握をされているのかどうか、これはもう本当に進路にかかわる問題ですので、ほかの調査とは、ちょっと異次元の問題をはらんでいると思いますので教えてください。

それから、これも学力にかかわって、教職員の方々の多忙化の問題です。先生たちの多忙化は、結果、子どもたちとかかわる時間をなくしていくと。授業の改善、頑張っておられるということで報告もいただいているわけですけども、体を壊したり、精神的にしんどくなってしまって、お休みになられる方がいらっしゃるということを報告も受けております。また、若い先生がふえてきていることから、産休とか育休でお休みになられる先生もいらっしゃるということでありますが、大切なことは、授業に穴をあけない、それから、今でも人数が少ない学校現場で、休まれた後にしっかりとした補充ができるかどうかということが非常に重要だというふうに思っています。決算審査のときにも、2週間以上穴が開いた学校やケースはあったのかどうか、お聞きしてきましたけれども、いろいろ人材確保には苦労していらっしゃるかと思います。新年度に向けて、この人

材の確保については、どのようなめどをもっておられるのか、またどのようなことをやっておられるのか、また年度途中の欠員、お休みが入ったときの欠員補充をどうやっていこうとしているのか、そのお考え、毎年のことではありますので、ぜひ、新年度に向けて、お答えいただけたらと思います。

続いて、予算概要 114 ページの小学校給食についてであります。小学校給食につきましては、千里丘小学校で新たに民間委託が平成 29 年度、今年度から導入をされて、市内 5 校が民間委託になりました。平成 30 年度末には、現在実施している民間委託の契約期間が切れて、平成 31 年度には、5 校全てで新しい契約に切りかえていくというようなことで、平成 30 年度は改めて今までの検証であるとか、民間委託の状況の把握であるとか、それから、次の契約について、問題点などをしっかりと明らかにして、改善を図っていく。私は民間委託を縮小して、直営を守っていくようなことが大事ではないかと思うわけですが、その点のお考えをお聞かせいただきたい。

それから、民間委託をされているけれども、業務委託料がふえるのは当然、民間委託校がふえていますから、当たり前ですが、調理員の賃金増、パートの調理員の賃金が前年の当初と比べて上がっています。給食器具費についても増額になっているんですけど、その点はどんな理由からなっているのか、お聞かせください。

それと、安全な給食、それから食育という点で、これも何度もこの本委員会の中で、いろんな委員が指摘をし、改善を求めている問題として、栄養職員、栄養教諭の配置の問題があります。小学校 10 校の中で、

栄養教諭、栄養職員合わせて 4 名ということで、10 校を 4 人の栄養職員、教員、教職員、教諭でカバーをしておられるということでもあります。摂津市の全体のアレルギー対策の問題でもかかわっておられるというふうに聞いています。しかし大事なことは、各学校で、食育をしっかりと実践していくことと、やはり、給食のアレルギー対策、事故があったら、絶対にこれは一番子どもの命や健康にかかわる問題ですので、そこをきちんと対応ができるようにするというのが重要だと思うんですけども、現段階で、4 人でこの栄養教諭、栄養職員の役割、責任、果たしているのかどうか、また、4 人の栄養職員がどういう形で複数校を見ているのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

次へいきます。今度は中学校給食です。新年度から新しい事業者が中学校給食の調理と運搬・配膳、回収等がされることになりました。

前年と比べても 1 年の委託料が約 20% 弱ほど上がっています。単価が 1 食当たり 290 円から 518 円へと大きく上がっているというのが一番の大きな原因があるかと思います。

これも既にお答えいただいているかと思いますが、確認の意味でこの委託料、喫食率を何%と見込んで組まれているのか、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、予算概要 124 ページになります。社会教育費の中の学童保育です。これもいろいろな保護者からの要望などに対して、どう応えていくのかというのが非常に問われています。

同時に人材確保ということで苦勞されているというようなご答弁も何度もいただいているわけですが、新年度、学

童保育の申し込みの状況、それから苦勞されている指導員の確保の状況について、どのような体制で臨んでおられ、どのような状況に今あるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから最後になりますが、いじめの問題であるとか子どもたちや学校職場での人権にもかかわる問題として一つお聞きしておきたいのは、以前一般質問でも取り上げましたが、L G B Tの問題であります。

一般質問でも部長からもご答弁をいただいているかと思いますが、L G B Tに対するさまざまな施策が、いろんな自治体で少しずつではありますけれども、進みつつあって、社会の中でも偏見や誤解というものを解消するための運動が、当事者によって、または当事者を支援する方々によって、一歩ずつ前進をしてくれています。

それで私も、このL G B T問題については余り理解ができていなかった者の一人ですが、先ほどの一般質問を行う前段階で、当事者の方といろいろお話をさせていただく機会がありました。

それで、何をやはり一番望んでいますかということに対して、いろいろ行政にあれやこれややってほしいということ以上にまず知ってほしいと。こういう性のあり方、性自認、性指向というのはあるんだよということをまず知ってほしいということをおっしゃっている。

それから今まで生きてきた中で、どんなことが大変だったのかということについては、やはり小学校、中学校の時代、本当に苦しかったとおっしゃる方が複数いらっしゃるんですね。

成長の中で、それぞれ性の自認がまだ定まらない中で、少しずつほかの子と自分は違うなという思いを抱えながら成長し、思

春期にある小学校、中学校時代ですね、まさに異性をすごく強く感じる中で、自分が人と違うということで人にも相談できない、非常に思い悩んで学校に行けなくなった。

または極端な例でいうと、みずから自死も考えたこともあるというような子たちもたくさんいると、アンケートの結果で明らかになっています。

やはりこのL G B T問題は、見えないだけに非常に深刻な問題であります。知っていただいている人がいるということがわかるだけでも、すごい大きな力になると言われています。

一番大事なのは、やはり学校の現場でL G B Tの問題がどのように、特に先生たちの中でどのように認識をされているのか、それに対してどのような対応をとっていくのか、もちろん答えはないでしょうけれども、まずは全児童・生徒に伝えていく、保護者や地域の中にも理解を求めていくということは大事だと思うんです。

いろいろ研修をされているというようなお話をお聞きしておりますが、このL G B Tの問題は男女共同参画事業計画の中にも触れられていますし、教育方針の中でもいじめの問題等とかかわって、触れられていたのかなというふうに思っておりますので、この新年度、改めてL G B Tに対する対応をどのように考えておられるのか、お聞きして1回目を終わります。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、こども教育課にかかわりますご質問にお答えいたします。

まず予算概要54ページ、子ども・子育て支援事業の子ども・子育て会議委員報酬の予算増の要因でございます。

こちらにつきましては、先日の委員会でも答弁いたしました、次期事業計画の策定に向けて、平成30年度にニーズ調査を実施する予定です。その調査の実施や報告等を行うため、会議の開催回数の増加を見込んでおります。

それから、次期計画、どのような観点で策定していくのかというところでございますけれども、まずは現在、深刻な課題でございます待機児童の解消のため、保育のニーズをしっかりと捉えていくということ、それから保育のニーズが多様化している中で、病児保育、それから一時預かりなどの地域の子ども・子育て支援事業のニーズもしっかりと捉えて、本市の子ども・子育て支援の充実につなげていきたいというふうに考えております。

それから委託先でございますけれども、こちらにつきましては平成30年度にプロポーザルを実施しまして、業者を決定していきたいというふうに考えております。

次に、待機児童にかかるご質問でございます。平成30年4月に向けて、一斉受付の申込数等の数字のお問いでございます。

一斉受付につきましては、昨年11月14日から22日まで、新規入所希望者を対象に、一斉受付をさせていただきまして、545名の申し込みがございました。

一斉受付が終わった後も、受付を随時行っておりまして、入所の決定通知、発送時点では563名の申し込みがございました。

入所の通知を送付した方が355名、待機の通知を送付した方が私的理由等の待機も含めまして、208名ということになっております。

現在、新設する小規模保育事業、それから定員までまだ余裕がある園については、

入所の調整中でございますので、最終的に何人が待機になるということは、現時点でははっきり言えない状況でございます。

それから、次年度以降に開設予定の施設というお問い合わせでございます。現在予定しておりますのが、平成30年4月に小規模保育事業1か所、それから平成30年度中にKENTOひまわり園、それから平成31年度に正雀ひかり園、これは認定こども園として建てかえることとなります。それから小規模保育事業2か所、それからせつつ遊育園の分園、これらを開設するという事で計画を進めております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 湯原課長代理。

○湯原子育て支援課長代理 それでは子育て支援課に係りますご質問のうち、児童手当、児童扶養手当、就学援助に関するご質問にご答弁いたします。

まず児童手当の予算の件でございますが、児童手当の予算につきましては、前年度の6月定時支払い実績の人数からその年の見込み人数を算出し、予算計上させていただいております。

平成29年度の予算の際は、1か月当たり約1万1,900人を見込んでおりまして、平成30年度の予算につきましては、約1万1,300人を見込んで予算計上させていただいたもので、児童数の減に伴い予算額の減となったものでございます。

続きまして、児童扶養手当につきましては、こちらもち支払い実績に基づいて予算計上させていただいたものでございます。

この間の児童扶養手当受給者の推移から、年間約990名が児童扶養手当の受給者になっておりますので、平成29年度、平成30年度比べまして、横ばいとなったものでございます。

就学援助に関しまして、5歳児に対しての周知という件でございます。5歳児に対しまして、秋ごろ、大体9月ごろに就学時健診のお知らせというものを5歳児全員にお知らせしておりますので、その際にこの就学援助の制度改正のお知らせも同封しまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 それではまず、学習支援金の件でございます。こちらのほうは、大阪府の制度のほうが何回かに分けまして拡充されております。

それによりまして、本市のこの学習支援金の支出額というのは減っているところでございます、認定者として平成27年度123名ございました。平成28年度が79名、平成29年度が81名ということで、大体このあたりで落ちつくのかなというところですので、また府の支援金の制度のほうも拡充されていくということで、子どもの数の減少とともに、予算というのは少し減っていくのかなというふうに考えておるところでございます。

それと、入院時食事療養費の件でございます。こちらのほうにつきましては、全体の考え方として、在宅医療と入院の費用の、公平性の確保の観点ということですね、そちらのほうでこれまでも随時、自己負担金のほう、食材費を自己負担金のほうに繰り入れたり、調理コストというものも自己負担金で見るというふうに、順次行われてきていると思います。

大阪府におきましても、医療費助成の見直しの時期に、あわせて国と同じ観点でこの入院時食事療養費というのは廃止されているところでございます。

本市におきましても、第5次行革の理念に基づいて、必要なところにシフトしていくために、市単独事業、扶助費を削減して、また新たな事業に充当していくところから、入院時食事療養費というものを所得制限つきとさせていただいておるところでございます。

医療費助成につきましても、これまで中学校の通院について、所得制限をなくして、またこの平成30年度からは高校生まで延ばすということもございますので、そのところからして、今のところこの入院時食事療養費を新たに見直すということは考えていないところでございます。

それと学童保育事業の現在の入室児童数でございます。一斉受付を行いまして、現在765名というふうになっております。それに対しまして、指導員の数が20名程度不足しております。

ただこちらのほうも、あと支援児の人数がほぼ固まりつつありますので、そこを見ますとこの20名から30名ぐらいの間で指導員の数が不足するのではないかなというふうに見込んでおるところでございます。

この不足の数につきましては、今年度同様、代替の指導員で対応していきたいというふうに考えているところではございますが、かなり厳しい状況になっていくというふうに、現在考えているところでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、安藤委員からのご質問にお答えいたします。

まず教育委員会制度についてのご質問でございます。こちらにつきましては、平成26年の6月に新しい地方教育行政の

組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されまして、平成27年4月1日から施行されているところでございます。

教育委員会制度につきましては、首長から独立した合議制の執行機関として、教育の政治的中立性の確保、また継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映のための機能をこれまで果たしてまいったところではございますけれども、制度の課題がいろいろ指摘をされてまいりまして、法改正が行われたということでございます。

代表的なものとして、大津市でのいじめ自殺事件等をきっかけといたしまして、教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築といったところが、この制度の抜本的な改革を行う法改正の目的でございます。

本市につきましては、先ほど委員のほうからもおっしゃっていただいておりますように、平成30年の9月30日までが旧の教育委員会制度で実施・運営され、10月1日、現在の教育長の任期に伴いまして、新教育長制度に移行し、現在の教育長と教育委員長が一本化されるといった形で、制度改正が行われるということでございます。

続きまして、予算概要の114ページの小学校給食の委託に係りますご質問でございます。現在、小学校10校中5校で民間委託を実施しております。鳥飼西小学校、鳥飼北小学校、味舌小学校、摂津小学校、そして平成29年度から新たに千里丘小学校においても委託を実施しているところでございます。

現在、委託の検証を、毎年度行っており、現時点で大きな問題は発生していないというふうに我々としていたしましては理解・認

識しております。今後また調理員の退職者の推移や職種替え試験の動向なども鑑みながら、今後の委託についても検討してまいりたいとは考えております。

また、非常勤の調理補助嘱託員の賃金が増加していることにつきましては、平成30年度から通勤手当が、現在の月額1万円から2万5,000円に金額がアップするというような変更に伴うものと、あと昨年、正規の職員が年度途中で退職をしたということもございますので、それに伴って非常勤職員を充当しておりますので、その分の賃金が増加しております。

また、小学校給食事業に伴う器具費の増についてでございますけれども、これまで小学校給食事業の中で備品として要求させていただいていたものと、小学校給食調理場備品更新事業といった形で、事業が分かれていた部分がございましたので、その部分を財政課とも協議を行いまして、同様の内容に係るものですので、事業のほうを統合させていただいたということです。

ちなみに今回、平成30年度に鳥飼小学校の消毒保管庫の購入を予定させていただいております。

また、栄養教諭、栄養職員の配置についてのご質問でございます。現在、小学校10校で4名の方の配置、栄養教諭が3名、栄養職員が1名の配置をしているところでございます。食育の実践や、またアレルギー対応等、さまざまな業務を行っていただいているところでございますけれども、アレルギー対応で申しますと、平成29年度は、10校で100名の方がアレルギーをお持ちであるということではございません。

4名の方で、3校であったり2校という形で担当割りをしていただき、アレルギー

対応については、もちろん栄養教諭だけではなくて、学校の管理職、また養護教諭、担任教諭、調理員等とも協議しながら、アレルギー除去食会議等開きながら、アレルギー事故がないように、細心の注意を払って除去食対応等に当たっているところでございます。

続きまして、中学校給食についてのご質問でございます。平成30年度から新しい業者で、3年間引き続きデリバリー方式選択制での給食を実施させていただくものでございますが、喫食率につきましては、先般も三好委員からのご質問でもお答えしておりますように、従前の喫食率30%から喫食率10%に目標喫食率を変更いたしまして実施してまいります。

予算といたしましては、生徒の喫食率プラス教職員の方、また試食会等を今後実施していくということもございますので、予算といたしましては喫食率15%で計上しているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 では学校教育課にかかりますご質問にお答え申し上げます。

まず部活動にかかる件でございます。今年度末に、スポーツ庁より部活動にかかるガイドラインが示される予定です。先日その案が示され、既に策定しております本市のガイドラインとは異なり、週2日の休養日を設けることなどが示されているところでございます。

今後はこの国のガイドラインを遵守することが求められますので、国のガイドラインを踏まえて、本市のガイドラインを改訂する予定でございます。

続きまして、学力向上推進事業にかかります4点のご質問にお答えいたします。ま

ず、学習プリント活用補助員を廃止し、スクールサポートスタッフを導入する件の経緯についてでございますが、まずこの学習プリント活用補助員につきましては、学習プリントの採点と、そのプリントの印刷に特化した業務でございました。

この取り組みを3年行ったことにより、学年等によって異なる部分があるんですが、学習時間がふえる、そういった効果が見られたところです。それを全市的に広めるというようなことでの大きな成果と言われたら、まだまだ十分でないところがございましたが、一定の効果があつたと捉えておるところです。

今後は、この国の働き方改革の動きを受け、本市の8割の教員が負担と感じている事務作業を軽減するという事で、スクールサポートスタッフを導入し、教員が児童に向き合う時間を確保するといったことにつなげていきたいと考えております。

続きまして、摂津SUNSHINE塾の効果検証の件でございます。その方法につきましては、当該児童・生徒へのテスト及びアンケート、それから保護者へのアンケートにより行ったところでございます。

テストの結果から、習熟度等の伸びが見られるというところ、学習時間がふえるというようなことがアンケートからわかる、そんなところの効果が見られるところです。

保護者のアンケートから特筆すべき点といたしましては、現在参加されている方について、場所の不満等は特にはございませんが、参加されていない方がやはり場所が遠いというようなお声が大きく、参加したくてもできないというようなところが見てとれたところでございます。

また、学校とは募集をする際に校長会を

通じて依頼をし、人数等も適宜情報共有をする形で連携を進めてまいりました。

続きまして、学力定着度調査の質問紙調査の概要、結果等でございますが、本市の子どもたちは家庭学習の時間、また生活習慣、自尊感情等に課題が見られるという大きな課題は引き続き見られているところでございます。

複数年度実施したことにより、学年ごとの差異、そういったものが明確になりつつあるというところで、取り組んだ成果があると考えておるところです。

今後この学年ごとの状況をつぶさに捉えて、さまざまな事業等に生かしていきたいと考えております。

それからチャレンジテストの件でございます。さまざまなお声がございますが、学校の評価の妥当性を検証するもので、進路にかかり必要なものであると捉えております。

評定を補正する状況でございますが、平成29年度はまだ学校での処理中でございますのでわかりませんが、平成28年度は、具体的な数を申し上げるのは難しいですけれども、対象者はございました。

それからLGBTに関する考えということでございますが、今年度、本市のほうでLGBT等の多様な性のあり方にかかり、教職員の認識が深まるように、当事者の方を講師としてお招きして、教員対象用に性別の捉え方ですとか、用語の説明等についての研修を実施いたしたところでございます。

次年度はこれらの研修を踏まえて、各学校で性の多様性にかかわる教員の認識が深まるような、研修を含めた取り組み等を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 奥野課参事。

○奥野学校教育課参事 それでは、教職員人事にかかわります、教職員が休みをとった際の対応等についてのご質問にご答弁を申し上げます。

まず平成29年度、年度途中の休みにつきましては、大阪府や本市に講師登録をしている方を面接し、採用してきましたが、府内全域におきまして講師不足が続き、配置できない場合もございました。ですが、授業に穴をあけないよう、各校、校内体制にて対応してまいりました。

続きまして、新年度に向けての取り組みでございますが、年明け早々から現在も続いておりますが、新卒や他市での講師経験者等を数多く面接しております。

まだ学級数が児童の転出入があるため確定しておらず、この状態でまだ面接等が続けていく予定でございます。

また年度途中、またお休み等が出たらどのようにするのかというご質問でございますが、今できる限り多く、本市への登録者をふやし、その中から採用できるよう、また他市や大阪府とも連携しながら備えていく予定でございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは2回目、聞いていきたいと思います。

子ども・子育て支援事業についてであります。新年度ニーズ調査を行っていくとともに、新計画に向けてニーズを捉えたり、病児一時、地域子育て支援事業等なども新たに加えていくなどの観点で議論が出されていくというようなことであります。

それで平成29年度も、次に向けた、これからの就学前の児童たちの通う施設についての検討部会が3回ほど行われたと

ということで、子ども・子育て会議にも報告され、それは教育委員会にも答申され、新年度以降に生かされていくのではないかなと思います。

それで就学前のあり方検討部会についての議論がどのようなもので、それについて今後の就学前教育、就学前の施設、具体的には、さらなる公立保育所の民営化の問題、それから、認定こども園化の問題がこの部会の中では議論されていたと思いますけれども、どのような方向性が議論されているのか、また、その中で出てきている問題点を教えていただきたいと思います。

次に、新たな事業計画策定の委託先はプロポーザルでこれから決めていくということですが、第1期目はどこに委託してつくられたのかだけ、聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、同時に、今、ご答弁にもありましたけれど、待機児童をなくしていくための保育のニーズ、保育が必要とされている量なども見直しが図られていくのではないかなというふうに思うのですけれども、どうしても国のほうの指針ですとか、数字を見ると、待機児童数を小さく、小さく見せられていくような改革がこれまでされてきて、以前の待機児童数が一変に減ってしまった時期がありましたね。その時期はかなり制約を設けて、待機児童として認められない、保育所に入れないけど認められない人たちがたくさん生まれまして、潜在的待機児童の問題が新聞報道でも取り上げられました。その後、また、もう少しその待機児童の枠組みをもう少し緩和して、待機児童としてみようということで、今に至っているかと思いますが、少なくとも、摂津市の実態に合わせた計画をつくる必要があると思います。これを策定する上

では、国のほうからいろいろな指標ですとかシートがあって、それに数字を入れ込めば、その量の見込みであるとか、整備しなければいけない数字というものが出てくるようなものでつくっておられるのではないかなと思ってしまいます。どういものをつくっておられるのかわからないのですけれども、国はやはり全体の平均の中で一定のシートをつくってやられる。介護保険の事業計画などでもそうだと思うのですけれども、ただ、それは地域性の問題があると思うので、そういった独自としてきちんとニーズを把握する。将来子どもの数が減っていくからといって、低めに抑えるということは、現在の子育て世帯に対しての非常に不誠実な対応と言わなければなりませんので、そういったあり方、量の見込み、整備計画等を作っていただく必要があると思うのですけれども、その点のお考えをお聞かせください。

続いて、関連して、待機児童の問題ですが、一斉受付、それから、結果の通知書を送る段階になって、申込数が563名ということですので、一斉受付のときが前年よりも21名多いということですから、さらにそこからふえているということだと思います。やはり注目しなければいけないのは、208名のご家庭に保留通知書が送られているということです。前年がどうだったのか、どのくらいのところに通知書が送られていたのか、あわせながら見た中で、前年は、厚生労働省の定義で言えば、34名、それから、いわゆる私的理由のことも含めて、入れていない待機児童を入れると100名を越していたかと思うのですけれども、そこから想定されると、4月当初は19名の小規模保育所しか新たにふえていないわけで、当然、待機児童は前年よ

りも大きくふえてしまうということが容易に想定できると思います。その辺のことについては、どのようにお考えなのか。これから先に、民間施設の整備事業で、K E N T O ひまわり園が夏と言っていたのが秋ぐらいにオープンになるのかなと思うのですけれども。それから、平成31年度に向けては正雀ひかり保育園の認定こども園化に伴う増員であるとか、分園であるとか、幾つか小規模保育所2園とかありますけれども、平成30年度、今この時点で、4月から職場に復帰しようというお母さんやお父さん方が、子どもの預け先がまだ定まらない。場合によったら、入るところが見つからないまま4月を迎えてしまうという状況にある問題について、毎年、毎年起きている問題として、やはり保育の実施責任を持つ摂津市として、いろいろな問題もハードルもたくさんあって苦しんでおられるのはよくわかるのですけれども、ちょっとそこは踏ん張って、一定答えを出して、少しでも前進させていく対応を進める必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと、この通知書を送付するに当たって、今年度、昨年までの通知の方法と若干変わってきているということで、保護者の方から不安の声といいますか、感想や意見や要望の声が聞こえます。例年ですと、申し込みをした後、市のほうからは通知書が送られる前に、第一希望しか書いていない方に対しても、第二希望、ここがあいいますから、いかがですかとか、第三希望、第四希望を書いておられるけど、ここしかあいていないので、どうですかなどといった、一定の調整をしながら、その上で通知書が送られてくるというようなやり方がされていたというふうに聞いています。し

かし、今回は、そういった調整の連絡がないまま、突如として通知書が送られてきたこと。しかも、その送られる時期というのが、2月の半ば、後半ぐらいに送られてくると。何の連絡もない保護者の方は、連絡がないので、大体希望どおり行けたかなと思っておられた方が、突如保留通知が来て、大変負担に思っておられる。特に、4月から職場復帰を目指している方は、職場から、決まりましたかというような矢継ぎ早の問い合わせに対して、まだ決まりませんというような答えをせざるを得ないというような状況が起きているというふうに聞いています。

非常に保護者の中にも、この事務手続上のちょっとした変更が保護者の方々にすごく大きな不安であるとか、混乱を招いているのではないかということを想像するわけなのですけれども、この点について、方法がどのように変わっているのか、その問題点等をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、民間保育等施設整備補助事業で、小規模保育事業所とK E N T O ひまわり園と年度の中では、あわせて170名弱ぐらいの定員が新年度はふえるということで、さらに平成31年度はもっとふえていくというようなお話でありました。

私が少し気になっているのは、小規模保育事業所がゼロ歳から2歳までの、特に待機児童の多い年児に対して対応するためということもあると思いますが、小規模保育事業所がこの間にふえてきています。既に開園しているのが2園、この新年度、ベル企画が選定されて、ポッポ保育園として薫英学園の前にオープンするということ。そして、さらには、平成31年度に向けて、新年度、二つの小規模保育事業所を募集す

るということであります。ゼロ歳から2歳までの低年齢児に対応する方法だということで、ある程度理解はできるわけなのですけれども、小規模保育所というのは、少なくとも2歳まででありまして、3歳以降の保育については、できないことになっています。そうしたことから、法律や条例では、小規模保育事業所に3歳以降の連携施設をちゃんと設置しなさいよということが明記されていたかと思います。ただ、急いで進められてきた法施行によって、どこの事業所も対応し切れないということで、経過措置が設けられていると思います。

しかし、既にもう今度3年目に入っていく中で小規模保育所から出なければいけない子どもたちが今後出てくると思います。そうすると、今、比較的入りやすい3歳、4歳、5歳のほうが埋まっていくと。そうすると、3歳、4歳、5歳が埋まると、今までゼロ歳、1歳、2歳を受けていれていた枠が今後縮まって、またゼロ歳、1歳、2歳が苦しくなって、非常に負の連鎖というのが生まれてくることは十分に予想されるわけなのですが、この連携施設がどういった状況に今なっているのか。摂津市内の小規模保育事業所になっているのか、お聞かせをいただきたいと。それに対して、市はどのようなふうに指導されるのか、お聞きしたいと思います。

児童手当と児童扶養手当については、支払い実績からということで、理解いたします。

同時に、この間、大阪府の子どもの生活に関する実態調査、これは、府内13の市町村と大阪府が一緒になって、それぞれの自治体でやられ、その他30自治体は、大阪府が30自治体の子どもと保護者に対して抽出して調査を行っているというも

ので、かなり大規模で、細部まで至った調査であります。その中で指摘されているのが、いわゆる相対的貧困、貧困ラインよりも低い子育て世帯の状況で、通常なら当然受けられるべき経済的支援であったり、制度を受けていないという方々が一定割合いるということです。これは、代表質問で野口議員も取り上げておりましたが、例え、児童扶養手当、ひとり親家庭の方で、貧困ラインよりも下で、一般的な所得を上から数えて、ちょうど真ん中のラインの、さらに50%以下の収入しかないご家庭の子育て世帯、しかもひとり親家庭のケースの場合、児童扶養手当、3割の方が受けておられない、知らないという回答が出ています。これは、大阪府の調査です。それから、就学援助制度についても、約4割の方が利用されていないというような結果が出ています。これは、摂津市独自で、摂津市が市民に対してやった調査でありませんから、30自治体の中、もしくは、43自治体の中で平均されたものになりますから、必ずしも摂津市の状況を非常に正確に捉えているとは言えないですけれども、しかし、全体像を平均で見ると、こういった実態があります。せっかくある制度、拡充してきていただいている制度を知らないまま、利用できないまま苦しんでおられる、つながりがないまま子育てをされる、場合によっては、体や心を病んだり、ネグレクトや児童虐待につながるというような事件が起きている、そういった土壌になっているのではないかなというふうに思います。しっかりとした制度を周知して、必要な方にきちんと届けていくということが非常に重要だと思います。摂津市の現状と今後の対応について考えるべきところがありましたら、お答えください。

学習支援金の制度については、利用実績がふえてきていると、子どもの数も減ってきているということもあるのかもしれませんが、国のほうの返済不要の給付型の奨学金もわずかにありますが、少し前進してきているかと思いますが、さらなる充実というのはやはり重要だと思います。制度の拡充、今、住民税非課税世帯に限定されておりますが、摂津市としても、国や大阪府に働きかけつつ、摂津市の子どもたちが私立学校に入学を進んでいく上で援助となる制度になるよう求めていると思います。

それから、就学援助の問題であります、5歳児に対しては、就学時健診で周知を図っていくということですので、漏れのないような対応をぜひ図っていただきたいというふうに思いますので、これもしっかりとした対応をお願いしておきたいというふうに思います。

また、その就学時健診入学案内のとき以降に引っ越してこられる方々に対する対応も弾力的な対応をしていただくことを要請しておきたいと思います。

子ども医療費助成、ひとり親家庭の入院時食事療養費の問題であります。繰り返しになりますので、もう今回は、要望だけにしておきますが、現に、4月から1食当たり360円が460円になります。住民税非課税世帯はカバーされるとはいえ、多くの子育て世帯が入院した際に、1食当たり460円、そうしますと、1日3食で1,380円になります。病状やけがによっては、入院の日数が延びて、例えば10日入院すれば、1万3,000円、1万4,000円というような大きな負担になっていきます。安心して医療が受けられるようにしよう、子育て支援を充実しようという

考えで所得制限を廃止して、子ども医療費助成制度、対象年齢も拡大してきて、子育て支援策として非常に評価できるものだと思いますが、親や子どもが精神的にも経済的にも一番苦しい状況に置かれる入院時に、こうした大きな負担をしなければいけない。そこに、理由として、第5次行革が入ってきてしまうということに、子育て支援を充実させてやっていくのだという摂津市の思いが非常にそがれてしまうと私は感じております。入院時食事療養費の問題については、引き続き要望して、声も上げていきたいと思っておりますので、その点、意見として申し上げておきたいと思います。

教育委員会制度についてです。教育委員長が廃止されて、新教育長が直接、今までは教育委員が任命された後、その中で教育長が選任されていたものが、直接議会の同意を得て、首長から任命されるという制度にかわっていくと。それから、教育大綱、また、総合教育会議、これは市長部局と教育委員会の合同の会議になっていくと思います。いずれにしても、これは、教育委員会という組織が残っているわけで、教育委員会の独自性であるとか、独立性というものは保たれておりますので、しっかりと合議のもとで進めていっていただきたいと思います。

心配されるのは、例えば、急激な教育行政の変化を望むような首長が誕生したとき、総合教育会議を進めていく市長が教育委員会の意向を得ないままに、もしくは、市長の意向を受けた新教育長が教育委員会の中で合議性という形は取りながらも、情報がきちんと流されないまま、ある一定の政治的な圧力によって、教育委員会の制度がゆがめられていくということが心配

される面があります。もともと教育委員会そのものが要らないのではないかというような議論から、いろいろな議論があつて、教育委員会は残って、大事な地域性であつたり、公開性であつたり、または、独自性であつたりというものは残されたわけで、その点を何より大事なものは、子どもの権利条約に沿って、子どもの利益最前に市長部局と教育委員会がしっかり議論をしていく、調整を図っていく。それでも教育委員会の調整や承認が得られないものについては、強引に進めていくことはできないということが国会の論議の中でも確認をされていますので、その点について、改めてお考えをお聞かせいただきたいと、教育長のほうから、現段階のお考えをお聞かせいただきたいというように思います。

部活動の問題であります。市がつくられたガイドラインから、国の方の指針に合わせて見直しを図っていくということがあります。週2日の休みを取るということは、ある意味、よかったなというような思いを持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。しかし、一方で、中学校で部活動を一生懸命頑張っていくんだ、試合に出て、みんなで勝利を分かち合つてというようなことに一生懸命な先生や保護者、子どももいらっしゃると思います。そういう点で、非常にこの調整というのは難しいかと思ひますけれども、摂津市の今のガイドラインから国の指針に合わせていく上で、問題点や保護者、教職員、現場、それと子どもたちとでしっかりとした議論が大事だと思います。押しつけられるようなガイドラインというのは、なかなかうまくいかないと思います。みんなが大事だと思われるか、特に、子どもの健康や成長に合わせて、また教育的な観点、先生たちの負担軽減とい

う点から、非常に重要な課題だと思いますので、そういった議論をぜひやっていただきたい思ひます。もう一度、その観点からご意見を、お考えになつておられることをお聞かせいただきたいと思ひます。

学力向上についてであります。学習プリント活用補助員についても、当初2校に配置されていたものが、3校に配置されてやつてこられました。学校の先生が子どもたちのテストを採点するというのは、やはり先生が直接やるべきではないかと、私は何度も意見を申し上げてきました。一定の効果はあつたものの、全学年に広げるほどの効果でないというのは、非常にわかりにくいものでした。では、それにかわつて始まるスクールサポートスタッフ、これも3名ですから3校に配置されて、事務手続の事をやられるということでもあります。私が少し思ふのは、学校の先生という仕事は、子どもの学校生活だけではなくて、家庭での生活までいろいろと役割を担うのが日本の教育現場の実態だと、いい悪いは別にして、あると思ひますけれども、その中でプリントをつくつたり、印刷したり事務手続をやるというのを一連の作業としてやらないで、作業を分断して一人に頼んでしまうということが、果たして本当に教育を実践していく上で、特に若い先生にとってみて、プラスになるのだろうか。確かに、事務手続上、簡単な作業だからといって任せてしまうことはできるのでしようけれども、市内のうち3校しか配置されず、しかも、学校には1名しか配置されないという状況で、非常に疑問を感じております。大事なことは、私は、やはり一人一人の先生が受け持つ子どもの数を減らして、そして、少ない子どもたちに対して、一人一人に光を当て、寄り添つて、一連の動きとし

て指導をしていくということが大事であって、この事務手続を負担軽減するというものをもって、簡単な事務手続をやってもら、スタッフをふやすというのはどうなんだろうかというふうに疑問に思っています。その点、いかがでしょうか。お聞かせください。

それと、摂津SUN SUN塾であります。2か所ふやされる。しかも既存の3か所には、1名ずつ補助員が置かれて、3名追加されるということですが、1クラスの定員が25名です。これは前にもお聞きしたと思いますが、定員25名で、しかも既存の3か所には複数配置となりますから、40人学級を勧めている学校とは違い大変恵まれた環境で、この塾が運営されています。この意味は何なのでしょう。指導の仕方は学校の対話型ではなくて、一方的に話をしていくという、非常にスピードの速いような塾のやり方だということですが、その点について、少しお考えをお聞かせいただきたいと思います。

学力定着度調査についてであります。家庭学習ですとか、生活習慣等に課題があるというのは、毎回の結果で明らかになっていることで、今回、質問紙調査について、毎年、全学年でやって、経年、学年ごとの特徴をつかめるということでありましたので、資料を見せていただいています。この公表されている結果は、抜粋と括弧で書いてあるので、抜粋ということは、元データがあるのだらうなと思って、いろいろお聞きしましたら、非常に細かな分析もしておられて、恐らく、それが各学校にこういった状況ですよということで、それに対応していくということで、いろいろな施策につなげておられるのだらうなというふうに思います。

その中で、私が気になるのは、これまでの委員からもいろいろと質問もあったかと思いますが、例えば、学校の子どもたちの回答で、「いじめに遭ったことがありますか」、「嫌なことを言われたことがありますか」などといった、ある意味、いじめや不登校の前兆となるような、いわゆるサインと書いてありましたが、サインとなるような傾向の調査がされておりました。これが1年生から6年生まで、ちょっとずつ、低学年と高学年で質問の内容等がちょっとずつ変わってはいますけれども、大まかに言うと、「乱暴されることがありますか」という問いに、全国と比べると、ちょっとやっぱり気になる数字です。これは一調査の結果でありますから、全部が全部正しいかどうかというのは検証が必要だと思いますけれども、例えば、6年生を見てみますと、「叩かれたり、蹴られたり、乱暴される」ということに対して、6年生の全国平均では、80%を越して、「一度もない」と答えています。摂津市の6年生は、8割の6年生児童が「一度もない」というふうに答えています。「一度もない」というのは、本当にそれに越したことはないのですけれども、注目したいのは、「よくある」、3年生以降は、「今もある」という答えをされています。6年生を見ますと、全国では1.1%の子どもが、「叩かれたり、蹴られたり、乱暴される」、「よくある」、「今もある」。6年生ですから、「今もある」と、全国では答えていますが、摂津市で見ますと、1.9%、コンマ8%高いのです。5年生になると3.7%、4年生になると12.0%と、1年生、2年生になると、15%、16%という高い数値が示されています。「意地悪されたり、いたずら、嫌がらせなどされる」。これも、「一度もない」

という回答が、全国も摂津市も多いのですが、全国と比べると、「一度もない」結果が少なく、「今もある」と答えている児童の数は、1年生から6年生まで、全国を上回っているという結果になっています。「嫌なことをしつこく言われる」というようなことについては、全国では6%が「今もある」と答えていますが、6年生は、摂津市では8.4%、3年生を見ると、27.9%と、非常にたくさんの数が答えておられます。意地悪とか、嫌なことを言われるとかというのは、そのときの子どもたちの状況によって答え方があるのかと思いますけれども、結果としてこういった数字があらわれています。

2年生から3年生に上がったときのお話を先日の委員会で話がありましたけれども、35人学級の2年生から、3年生に上がると、勉強も難しくなるし、あわせて、35人学級が40人に定員基準が上がるということで、クラスが減って、一クラスの子どもの数が今まで35人以下だったのが35人以上になるケースというのが出てくると。クラスのまとまりとか、クラスの落ちつきであるとかが非常に壊れやすいところではないかと想定できるので、そういったところで、子どもたちがアンケートに、不登校やいじめであるとか、そういった問題の前兆ともなるような結果を出しておられるのですけれども、その点の評価について、どのように見えておられるのか、長くなって申しわけありませんけれども、お聞かせいただきたいと思います。

教職員の多忙化についてであります。授業に穴をあけないように、いろいろな努力をしておられるのは、この間何度も質問させていただいて、非常に苦渋に満ちたご答

弁を何度もいただいていることもよくわかるわけですが、授業に穴をあけないように頑張るとするのは、結局、一人減ったところを、例えば、サッカーで一人退場になったときに、11人全員で守らなければいけないところを10人で守らなければならない。欠員がさらにふえれば、9人で守らなければいけない。それはもう本当に失点を防ぐためには、チームワークと努力と根性で頑張ってもらって、これが今の学校現場の実態だというふうに思います。しかも、新年度から道徳が特別な教科になっていきますし、英語活動等も具体的に時間数もふえていくということで、課題が山積みの中で、この問題をどう対応していくのか。摂津市だけの問題ではありませんが、お聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅委員長 安藤委員の質問の途中ですが、暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○水谷毅委員長 休憩前に引き続き、安藤委員の質問を続けます。

安藤委員。

○安藤薫委員 続いて、質問したいと思います。

チャレンジテストについてです。これは、今、ご答弁があったのですが、学校が行っている評価が正当なものなのかどうかというのをチャレンジテストではかるのだということでありますが、チャレンジテストは、あくまで1回きりのテストの結果であって、学校でつけておられる評定というのは、学校の点数だけではなく、生活の態度から授業に取り組む姿勢であったりとか、総合的なところから、その児童・生徒の発達であったり、成長ぶりも加味しながらつけておられるものだと。それこそ

が義務教育の学校教育の評定だというふうに思いますし、それが今までは高校入試の際の基準の点数になっていたかと思います。これは、人数がどのくらいいるのかというのはお答えされませんでしたけれども、現に調整を図らなければいけない人がいるということは、学校の評定が正しいかどうかというよりも、1回のテストでその評定が大きく変わってしまう。しかも、何らかの理由でテストを受けなければ、それはそれで、先生たちがつけた評定でそのままいいと、スルーされてしまう。ですから、これも前の委員会の質問でも申し上げましたが、進学塾によっては、チャレンジテスト、当日失敗して点数が下がるのであれば、テストを休んだらどうだというような指導も、今はわかりませんが、以前は大阪南部のほうの学校で、先生のちょっとした一言が誤解などを招いて、欠席されるというような学校も多かったわけで、非常に欠陥のある制度だと言わなければならないというように思っています。

入試制度も絶対評価に変わったということで、学校間の格差をなくすという意味合いもあるというふうに思いますが、これが3年生の団体戦と言われているチャレンジテストによって、学校の評定の平均が決められてしまう。幾ら頑張っても、そここの学校にいれば5をつけられる生徒の数が決められてしまう。または、1をたくさんつけなければ、その範囲の中に入れない可能性があるということで、究極的な相対評価になりかねないような問題もあるのではないかと。だからこそ、やはり現場からも、それから、校長会であったり、教育長からもこのチャレンジテストは見直しが必要だということで、いろいろと意見を言っていたいて

いるのではないかとというふうに思います。

子どもたちにとっても、保護者にとっても、高校入試というのは非常に大きな問題で、それが制度によって翻弄されるということはやはりあってはならないことだというふうに思います。

その点で、このチャレンジテストを、私はもう一日も早く廃止をして、適正な評定ができるようなものに変えていくことを求めていると思いますし、摂津市としても、もっと大阪府教育庁に物申していただきたいという思いがあるのですけれども、チャレンジテストのこの団体戦での評定での不公平感の問題も含めて、改めて見解を聞きたいと思います。

小学校給食についてであります。平成30年度で契約が切れて、平成31年度に向けて、また事業者を選定されていくと。やはりこの間の民間委託による検証というのはしっかりとやる必要があると思います。課長が、この間も大きな問題がそれほどなかったというご答弁をされましたが、私は、この1年、2年で民間委託によって大きな問題があったと思いますよ。選定されたばかりの事業所が経営上の問題であったり、給与未払い問題が起きて、1年を待たずして業者が変わっているのです。この問題というのは、やはり民間委託の矛盾の大きな一つだと思います。この問題は、きちんと教育委員会、もしくは、学校給食会などできちんと議論をして、総括をした上で問題ないという評価なのか。その点、改めてお聞きしておきたいと思います。

それから、以前は民間業者に対して毎年調理員、栄養士、教育委員会の担当者の方が現地へ行って、検証会議もやっておられました。それが、1年ごとではなく、2年くらいごとになったというふうに、以前お

聞きをしていましたが、やはり、ここもしっかりとした検証をしながら、ともに高め合いながら、事故がないようにやる必要があると思うのですけれども、検証について、どうお考えなのか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、栄養士の件です。アレルギーの除去食を必要としている児童、これは小学生の場合ですが、約100名ということです。10校ありますから、単純に平均して、1校で10人ほどいらっしゃる。栄養教諭、栄養職員は4名ですから、お一人当たり25名の除去食対応をしなければいけない。しかも、自分が配置されている学校に除去食が必要である生徒がいなくて、人によっては3校にまたがって指導しなければいけないということで、本当に大変な業務ではないかなというふうに思います。

アレルギー対応については、新たなガイドラインを策定中だということをお聞きしておりますが、新年度、その新しいガイドラインがきちんと示されて、そのもとで、安全な給食を実施していくことができるのか、どうなのか、ぜひお聞きをしておきたいと思います。

それから、先日、ある小学校で、えびのアレルギーを持っている児童が、間違っってえびの入っている給食を食べてしまったというような事故がありましたね。それは直接お聞きしました。問い合わせしたら、まだ報告が教育委員会のほうにも上がっていなかったということで、これは、たまたまアナフィラキシーショック等がなく、大事には至らなかったのですけれども、これは大きな問題で、人の命にかかわる問題で、いろいろと検証もされて、原因なども検証されているかと思いますが、

その学校は民間委託校であり、栄養教諭、栄養士が配置されていない学校なのです。理由が直接的なものかどうかはわかりせんけれども、そういった事例が起れば、保護者も非常に大きな不安を感じますし、そもそもの栄養教諭、栄養職員の配置そのものも、4人ではやっぱり心もとないというような声が当然出てくるでしょうし、大阪府にも、栄養教諭の配置をもっと高めてほしいと要望されているのはよく理解をしておりますけれども、それを待っているような状況でもないということもあるのではないかなと思います。そういう点で、やはり、栄養教諭、栄養職員の増員というのは、市独自でもしっかりと具体化しなければいけないと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。お聞きしておきたいと思います。

中学校給食です。教職員や試食会を含めて、喫食率15%を見込んでいるということで、これまでとは大分大きな違いはあります。喫食率の想定は低いものの、単価が上がっていますから、委託の予算は上がっているというような結果になっているかと思います。新しい委託先のお弁当の浜乃家、これまでの委託業者は、高槻市の会社で作られて、個々に1台で配送されておられました。そのときも、1台で大丈夫ですかというような質問もさせていただいた記憶があります。今度のお弁当の浜乃家は、給食をつくれる場所が松原市ということで、高槻市よりも少し距離的にも離れているし、中央環状線を通られるのか、渋滞などに巻き込まれる可能性も十分にあると。そういったことを考えると、調理の時間もかなり早目につくっていくということになっていくのかなということが想定されると思いますが、その配送の安全性と

か、栄養面の保証、担保がちゃんとされるのかどうか。いざ、事故があったときに、給食が届かないというような状況が起きないのか。中央環状線はしょっちゅう事故があって、渋滞もしますが、そういったケースは想定されて、それに対する対応策は取っておられるのか、どうなのか。これは喫食率が上がって、今、喫食率5%台ですけれども、いろいろと努力をしていらっしゃるから、これから喫食率が上がってきて9%、10%、目標を超えていくことになれば、とてもそういった対応も難しくなってくるということもあると思うのですけれども、その辺はきちんと打ち合わせをし、議論し、担保も取れているのかどうか、お伺いしておきたいというふうに思います。

学童保育については、765名の申し込みがあったということです。今年度、平成29年度の4月現在の学童保育の入所数以前いただいた資料から見ますと、753名の学童保育の入所の数があったかというふうに思います。ちょっと確認の意味で、間違っていないかだけ、触れていただきながら。そうしますと、現段階で既に765名の申し込みがあるわけですから、前年よりも多い申込数になっています。とりわけ、摂津小学校は新しい校舎もでき上がりましたけれども、でき上がって運用されていくことになるかと思っておりますけれども、非常に大規模化してきていて、現段階でも、学童保育室は3クラスになっているかというふうに思うのですけれども、配置基準であるとか、面積基準等をきちんと守られているのかどうか。

人の配置についても、現段階で20名、要支援の子どもの数が固まれば、それぞれ加配が必要になってきて、30名くらいの

不足数が見込まれるということで、それを全て代替でやっていくということにもかなりいろいろと問題が出てくる可能性があるのではないかなというように思うのですけれども、そこで、民間委託という議論がいつも出てきて、民間委託をすることによってというお話になってくるのですが、こういった状況は、民間委託に変われば解消できるものなのか、どうなのか。他市の状況をつかんでおられるのであれば、その点、あわせてお伝えいただきたいというふうに思います。

それから、最後に、LGBTの課題についてであります。やはり、個別の対応というよりも、先生の中でLGBTを理解している。それから、学校の中でもLGBTという存在が子どもたちにも理解できるような、もちろん、これは社会全体にかかわってくることなので、一朝一夕にこういうものなのだということではやることはできないと思っておりますけれども、そういった研修をやったり、そういった呼びかけがされているということが表にカミングアウトできていない子どもや、まだ自認できていない子どもで、自分に対しての違和感を持って、自分のアイデンティティにいろいろな疑問を感じながら悩んでいる生徒や児童を励ますことにもなるというふうに思いますので、ぜひ、これはじっくり、ただ、やはり研修も重ねていただきながら進めていただきたいなということは要望しておきます。

2回目は、以上でございます。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、子ども教育課に係りますご質問にお答えいたします。

まず、就学前施設のあり方検討部会議論の内容ということでございます。

子どもの数が減少する中で、幼稚園の人数が減少し、一方で、保育所のニーズが増加しているというところです。そのような中で、保育の適正な集団を確保し、より充実した教育、保育を実施すること、また、ライフスタイルが多様化する中で、それぞれの教育、保育ニーズに対応すること、そして、就学前施設の効率的な運営を実施することが求められ、全国的にも幼保の一元化、一体化というのが進んでおります。

部会の中では、そのような状況を説明させていただいた中で、本市において、幼保を一体的に運営し、サービスを提供しておりますべふこども園を視察していただきました。

そして3回にわたって、いろいろとご議論いただいた中で、慎重なご意見もございましたけれども、地域の教育、保育ニーズの状況を考慮することとして、認定こども園化の移行については、一定ご理解をいただけたというふうに考えております。

それから、民営化というところでございますけれども、第5次行革では、民間に任せるほうが、経費面、サービス面ともに効果的である行政サービスは、民営化や民間委託をすることとしております。この民営化の考え方につきましては、平成26年11月に、子ども・子育て会議から意見書をいただいております。その中で、民営化する場合の留意点が示されておりますけれども、今後、民営化する際には、その留意点というのを踏襲していくということが基本になりますけれども、正雀保育所民営化の際の意見書の留意点がどうであったかというのをも検証することとして、意見を取りまとめていただいております。

今後、子ども・子育て会議に部会で意見集約されたものを報告しまして、子ども・子育て会議から教育委員会のほうに意見書をいただく予定となっております。

次に、子ども・子育て支援事業計画の策定の、前回の委託先というところでございますけれども、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所というところでございます。

次に、次期計画の保育の量の見込みの方法というところでございます。現計画におきましても、国のほうから量の見込みの算定の考え方、それから、それを踏まえたシートのほうが配付されております。現状、国のほうから次期計画のシートの配布というのは、まだございませんけれども、国のほうでも、この待機児童の解消というのは、大きなテーマとなっております。現計画の見込みが甘かったというのは、国のほうでも十分認識されておりますので、それを踏まえた改善がなされるものと考えております。

本市としましては、国の基本的な考え方、それから、配付されるシートをベースとしまして、市の独自の質問項目を追加しながら、ニーズを捉えていきたいというふうに考えております。

次に、待機児童、昨年度よりも増加することが見込まれるというところの質問でございます。

待機となられる方につきましては、その切実な悩みといいますか、思いを持っております。我々といたしましても、この平成30年、平成31年度に定員増に向けて、施設の整備を図ってまいります。現在、計画している施設整備、まずはこれを着実に実行してまいりたいというふうに考えており

ます。

次に、今年度実施した保留通知の方法についてでございます。

昨年度までは、第一希望の施設に入所できない方に対して、保留通知の発送前に電話連絡をしまして、入所の調整の方を図ってまいりました。しかしながら、本年度は、事前の電話による調整を行わず、待機となる方に対して保留通知を発送したというところでございます。待機となる方に対しては、その後も新設します小規模保育事業、それから、定員まで余裕がある園において、入所調整というものを行っていくので、希望園の追加、それから、変更がある場合は連絡をいただくようにということで、文書でお願いしておりました。今年度、変更したというところで、いろいろと改善点はあろうかと思えます。他市の方法も参考にした上で、来年度に向けて、改善すべき点については、改善していきたいというふうに考えております。

例えば、通知の時期をもう少し早く通知できるようにするとか、あとは、一次選考、二次選考といった形を取るなど、来年度に向けてできる限り丁寧な入所調整に努めていきたいというふうに考えております。

最後に、連携施設の設定についてでございます。国の通知では、市町村みずから連携施設の候補先に、連携施設の制度内容を説明すること、それから、関係者間の接触を図るような懇談の場を設定することなど、連携施設の確保に向けて必要な支援を行うことというふうにされております。

現状は、小規模保育所を卒園され、引き続き保育が必要な場合は、加点がありますことから、入所調整で他園に入園していただいているという状況でございます。しかし、保護者の方に安心して小規模保育所に

預けていただけるように、本市としまして、小規模保育所と連携施設の候補先の橋渡し役というのを担っていく必要があるというふうに考えております。

現在、連携施設の候補として、前向きに考えていただいている園もございまして、今後、市も入った形で調整していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○水谷毅委員長 石原教育総務部参事。

○石原教育総務部参事 まず、就学援助、児童扶養手当等の制度の周知の現状と今後の対応ということでございます。

まず、就学援助につきましては、4月、新学期に入りまして、スタートした時点で、学校を通じて、全家庭に周知のほうを図っているところでございます。その後、一斉受付を行いまして、その後、まだ漏れがないかということで、再度、5月に学校を通じて、通知をしている状況でございます。また、経済的に厳しい家庭を把握した場合、学校または保育所等でそういう状況がありましたら、個別に対応もしているところでございます。

児童扶養手当につきましては、母子・父子自立支援員による離婚前の相談がございました。また、離婚時には、市民課のほうから案内がありますし、転入のしおり等でも周知を図っているところでございます。また、各関係課、家庭児童相談室であったり、保健福祉課等で家庭の状況等を把握したときに、こちらのほうにつなげていただいているということもさせていただいておりますので、今後も関係機関と連携しながら、支援が必要な世帯にしっかりと制度利用をしていただけるように、周知の徹底に努めていきたいというふうに考えております。

学童保育のほうでございます。平成29年4月現在で753名、今年度が765名というふうになってございます。配置基準、面積基準等につきましては、現在、学童保育のほうでは弾力的に運用をさせていただいておりまして、一斉受付のときに申し込まれた方は、全て受け入れをさせていただいている状況でございます。ただ、これも設備等の基準条例がございます。平成32年度には、おおむね40名という形で保育の方を実施していかないといけないというふうになっておりますので、また今後、学校等々、空き教室等をその辺の調整を図りながら、基準面積等にしっかりと合致するように進めてまいりたいというふうに考えております。

また、他市のほうでは、現在、8市程度が民間委託を進めておりますけれども、それぞれ委託の状況が違いますので、なかなかここで状況というのはわからないところもございますけれども、本市の場合、先ほど申しましたように、学童保育に絶対に必要なマンパワーが絶対的に不足していると。サービスの延長、向上を進めていかなければならないのですけれども、現状でも何とか現場の指導員とやりくりしながら、その日の子どもたちの数の現状を見ながら、指導員の配置をしているという苦しい状況が続いておりますことから、やはり、民間に委託することによって、保育士や専門職の採用等、民間の業者の強みというものを生かしていただいて、そういうマンパワー不足というものは解消されるものと考えているところでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、小学校給食にかかわりますご質問にお答えいたします。

平成31年度から5校が委託の更新時期を迎えており、再度、プロポーザル方式によりまして、業者を選定していくということで、これから準備のほうを進めてまいりますが、安藤委員からありましたように、平成28年の12月末に、当時、2校で委託を請け負っていただいております業者において、そこで働いておられる一部の従業員の方への給与未払いといったことが報道機関によりまして、テレビ報道等をされたところです。それを受けまして、業務改善等、指導を行ったり、いろいろ計画を出してもらうとか、協議をさせていただいたのですが、最終的にはそのような提出がなされなかったということで、我々としたしましては、児童の方への給食をストップすることはできませんので、急遽、契約で結ばせていただいております保証会社と、以降の給食業務を請け負っていただくということで、現在、保証会社で調理業務を実施していただいております。

民間委託検証会議につきましては、ここ最近対象校が、4校、5校というふうにふえておりまして、検証会議に出席していただいております栄養教諭の先生、また、外部からPTAの方にも入っていただきまして、いろいろ多数の方に入っていただきまして、日程調整等がなかなか難しいといったこともあり、2年に一度といった形でさせていただいておりますが、今年度、平成29年度からは、全ての学校5校の内4校につきましては、以前と同様の民間委託検証会議を実施いたしまして、残る1校につきましては、今回、大阪府の派遣事業ということで、大阪府の栄養職員の方がこちらの学校のほうに来ていただきまして、職場のほうも巡視していただき、検証ということで、いろいろ指導をいただく、そのよ

うな機会がありましたので、従前やっておりました委託検証会議からは、その1校は外させていただいております。結果的には、5校ですが、そのような形で、何らかの形で検証をさせていただいているということではございます。

先ほど、給与の未払いといったことがございましたが、プロポーザルによる審査の中で、いろいろな審査項目を設けております。当然、請負金額だけではなく、学校給食の委託実績でありましたり、職員の配置であったり、衛生管理方針については、きちんとマニュアルを定めて、そのような運用がされているかといったような視点で審査を実施してまいりましたが、そのような給与未払いといったような事例が発生いたしましたので、その会社の財務の安全性を担保するということを我々としたしましても重要視いたしまして、財務諸表を提出していただいて、専門的な視点からということで、税理士にもその書類を見ていただきまして、その業者の経営状況が問題ないかどうかといったことについて所見をいただいた上で、それも勘案いたしまして、総合的な評価を行い、業者選定に当たっているところではございます。

続きまして、アレルギー対応に係りますガイドラインについてのご質問でございますけれども、こちらにつきましても、以前に改訂を何度かさせていただいております。昨年度、ガイドラインの改訂の中で、保護者の方がガイドラインを見られて、なかなか専門用語等も入っておりますし、読みづらいといったようなご指摘もございましたので、保護者の方に向けては保護者版という形でもって整理させていただきまして、改訂をさせていただいております。

具体的に、学校給食における食物アレルギーの対応の流れがわかるようなフローチャート形式で図表を入れさせていただいたり、申請書の流れ等も、その中で詳細な説明を入れる形でのアレルギーガイドラインの改訂をさせていただいております。

今年度、平成29年度につきましても、栄養教諭、また、養護教諭等の先生にも入っていただきまして、アレルギーガイドラインの改訂に係る委員会、部会を設けさせていただきました。これまでその様式といたしまして、アレルギー給食の対応申請書、これは保護者の方が出していただくものですけれども、それとあわせて、学校生活管理指導票、アレルギー疾患食物用ということで、これは、病院で医師の診断を受けていただき、その所見を書いていたいた上で、あわせて出していただいております。配付の時期については、これまでは3学期の時期にお配りさせていただいており、回収の時期も、在校生については始業式、新入生の方については入学式のときに回収をしておりますけれども、保護者の方もお仕事等の関係で、面談等も日程調整が難しいといったこともありますので、できるだけ早い時期にということで、2学期の修了までにお配りさせていただいて、回収も3学期修了までという形での、少し早目、早目の対応という形での改訂を、今年度させていただく予定でございます。

委員のほうからございました、先般、えびアレルギーをお持ちのお子様が、学校のほうで給食の時間に誤って食べてしまったといった事例がございました。こちらにつきましても、除去食対応をしている子どもで、除去食のトレーを配膳室から教室まで担任の先生が運んで、それを該当児童に

配って、皆さんでいただきますをする前にチェック、点検をしてから食べていただくということだったんですけれども、その教室の中で、ちょっとほかの児童の間で少しトラブルがあって、これはあってはならないことなんですけれども、そちらのほうの指導に少し目が向いてしまったということで、その後、担任の先生と当該児童が、献立の中で、その日、アレルギーの食材が使われているということをきちっと確認した上で、喫食に至らなかったといったことがございました。

今回、アレルギーガイドラインの改訂もございますので、再度、校長会等を通じまして、食の安全につきまして、一つ間違えると命にかかわる問題でもございますので、この部分につきましては、再度徹底のほうをさせていただくということで進めております。

次に、中学校給食についてのご質問でございますけれども、今回、業者が、現在の高槻市で実施されている業者から、松原市の業者にかかわるということで、配送の距離が若干長くなるということから、実際に我々も松原市のほうに行かせていただいて、公用車で距離、時間等もはからせていただいております。朝の時間帯で当然、中央環状線が混雑するということも十分予想されますが、おおむね70分程度で配送が可能であるということで、現在の高槻給食が約40分かかっており、それより約30分長くかかる見込みです。実際に現在、吹田市で請け負っていただいておりますが、吹田市ではそのような遅配、おくれて中学校給食を配送したことは今まで一度もないということを聞いておりますので、我々としたしましては、その部分につきましては、少し今よりは時間はかかりますけ

れども、問題なく提供していただけるものと考えております。今後も業者のほうと、そのような配送の安全性については、十分連携をとりながらやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 学校教育課に係ります2回目のご質問にお答え申し上げます。

まず、部活動にかかわる件でございます。本市も部活動を一生懸命に行いたいと思う教員、生徒、保護者の方々はたくさん存在します。委員がおっしゃるように、ただ単にガイドラインを押しつけるようなことはあってはならないと考えます。今年度、校長や教員、そして市教委事務局で構成する業務改善検討委員会でも、部活動について協議をいたしました。今後、国のガイドラインをさらに踏まえる上で、さらに学校現場への説明が必要だとは考えております。既に国のガイドラインの内容等を実施している近隣の自治体もございますので、他市との兼ね合いですとか、また中学校体育連盟の動き等も踏まえて、その内容を伝えながら、よりよい形でガイドラインを運用してまいりたいと存じます。

続きまして、教員の事務負担軽減にかかわるスクールサポートスタッフの件です。教員の仕事は、幾つもの計画、準備、実行、振り返りの一連の業務が重なっているものですので、他者がかかわることでその業務が分断するようなことになっては、もちろんよくないと考えます。例えば、学級通信を作成することは、日ごろの学級の状況を踏まえている担任が作成するものですし、ただ本スタッフが行う予定の印刷というところだけを切り取ることは、一連の流

れが分断されるとは捉えていないところでございます。教員の働き方改革、多忙化解消に向け、さまざまな角度から取り組みが必要だとは考えておりますが、このスクールサポートスタッフの導入は、根本的には教員の働き方改革をなすものというよりも、教員の事務負担の軽減の側面をモデル的に検証するための導入であると考えております。

続きまして摂津SUN SUN塾に補助指導員を入れる意味についてでございます。まず、前提といたしまして、学校の学習と摂津SUN SUN塾の学習というのは、内容や方法、時間、他の教科との兼ね合い、生活の状況などさまざまな面で大きく異なるものと捉えております。今年度、摂津SUN SUN塾を実施したところ、テストや日ごろの子どもたちの様子から、算数、数学という教科の特性もあってか、子どもたちの習熟の差に開きがあり、きめ細かく指導する必要があると捉えているところです。そして、次年度は少人数や習熟度別指導を行おうと考え、補助指導員の導入を行いたいと考えているものでございます。

次に、学力定着度調査の質問紙調査におけるいじめに係る質問の回答状況等からどう踏まえているかという点についてでございます。学力調査の結果と同様に、質問紙調査におけるいじめに関する回答状況も、今年度は傾向といたしまして、3年生、4年生に課題が見られ、五、六年生で改善していくような様子がうかがえるところです。その要因といたしましては、学年集団の様子、学習環境、学級づくり等が考えられますが、35人以上の学級と35人以下の学級との違いが、何か影響しているのではないかということも分析をした

ところなんです、いじめの件を含めて、例えば3年生の例で見たといたしましても、昨年度は35人よりも多い学級のほうが、生活面での肯定的な回答が多いんですね。今年度は35人以下学級のほうが肯定的な回答が多いなど、その年々によって、また学年の集団の状況によって変わるといふ差が見られたところです。学力面、生活面ともに、どちらがよいかという結果が、まだまだ見受けられないのが現状でございます。

続いて、チャレンジテストの件でございます。学校の評価が妥当かどうか、また学校間での差異が生じないようにするために生み出されたものでございまして、その趣旨には理解ができるところでございます。ただ、委員がおっしゃるように、1回のテストで評価が変わってしまうというような点、それから9教科にまでそれが及ぶような点については、改善の必要もあるかと思えます。これまでも府に改善を求めてまいりましたが、引き続きそういった点の改善を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 奥野課参事。

○奥野学校教育課参事 教職員人事にかかわります2回目のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、今後の講師の欠員への対応につきましては、日ごろより管理職と連携し、また聞き取りや学校訪問などによって、教職員の状況を丁寧に把握しながら、一日も早く講師を配置できるよう、早目の対応を心がけてまいります。

続きまして、栄養教諭の配置につきましては、引き続き大阪府へ要望を続けるとともに、教員に対しまして、食物アレルギー

に対する知識や食育の進め方等、研修にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○水谷毅委員長 箸尾谷教育長。

○箸尾谷教育長 新教育委員会制度についてのご質問にお答えしたいと思いますですが、先ほど担当課長のほうからもありましたけれども、今回の教育委員会制度の改革というのは、例えば今まででしたら、教育委員会議を主催する委員長、それから事務執行の責任者である教育長、この2人が同時に存在するということで、教育行政の責任が不明確であったということ。それから、首長の教育行政に関与する役割といいですか、責任が不明確であったと。それから、教育委員会議そのものが形骸化しているといったような、あるいはスピード感が欠如しているといった、そういうさまざまな課題があることから議論が始まったものと考えております。

本市におきましては、総合教育会議はもう既に実施をしておりますけれども、これまでから市長と教育委員会委員の懇談会というのは定期的に年2回、これまでからも実施して、意思疎通に努めてまいりましたし、また教育委員の形骸化に関しましては、これはもううちの教育委員は年間50回ぐらい活動をしていただいております。学校訪問、全保育所、幼稚園、小・中学校の学校訪問も行っていると思いますし、また校長がつくっております学校経営計画、これも保育所、幼稚園、小・中学校、全部の経営計画のヒアリングも、全教育委員の参加のもとに実施をしております。こういった形で、決して内容的に形骸化しているとは私は思っておりませんし、また委員会そのものも従前から議事録を作成したり、もちろん会議そのものは公開し

ておりますし、議事録の作成や公表も既にしております。

そういう意味で、新教育長になられる方には、ぜひこういった取り組みは継続して実施をしていただきたいと思いますし、またこれまでの委員長との権限をあわせ持つという意味では、新教育長の権限が、ある意味増大しますので、これまで以上に教育委員のご意見等もきちんとお伺いしながら、子どもたちのために、住民の方々の意思も反映できるような教育行政に努めていただきたいと思いますというふうに思っております。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、子ども・子育て支援事業についてであります。就学前施設のあり方検討部会の議論のことについて、ご答弁を頂戴しまして、公立保育所の民営化、認定こども園化の中でも、認定こども園化については一定の理解を得られた議論だということだというふうにお話がありました。一方で、民営化については、既に平成26年度に一定の民営化方針について、子ども・子育て会議、もしくは教育委員会でも一定の方針が、留意点を注意しながら、そういう方向で進めていくというようなことなんだろうなというふうに思うんですけども、やっぱり民営化をしていくというのは、地域性の問題もあると思うんですね。今まで4園あったものが、正雀保育所が民営化されたことによって、摂津市内で5つの中学校区、10個の小学校区がある中で、今や公立保育所がもう3園のみになってきました。一つは子育て総合支援センターといって、児童虐待の問題から、子育て全般についての総合支援的な役割を担っている、一つは別府の地域で幼稚園とこども園としての役割で、地域の保護者

の方からも非常に信頼を得られている。時にはべふ幼稚園の募集に対して、定員を上回るというのが数年前、1年前、2年前ぐらいあるように、非常に地域からも信頼を得られている。鳥飼保育所については、広い鳥飼の地域で公立の子育て支援の拠点として、やっぱり役割を果たしていますし、隣のとりかい幼稚園、それから鳥飼西小学校との連携もされていて、地域の民間保育所との連携や、切磋琢磨によって子育て支援について役割を果たしているということで、民営化の理由の一番大きいものは、施設の改修に民間には補助金がつくので、財政的な問題で民間委託をするというのが、もうほとんどの理由なんですね。公立も民間もそれぞれのよさを、切磋琢磨しながらやってきているというような認識は同じだと思うんです。

しかし、違うのは、やっぱり公立に対しての安心感という問題で、安心感であったり、それから公立が果たしている地域、地域の子育て支援の拠点としての役割というものであって、私はこの今ある3園は、公立として堅持をしていくということは、非常に重要だというふうに思っています。

その上で、それでもまだ民営化を進めていくというような議論をするのであれば、これまでの留意点と合わせて、地域での公立保育所が果たしている役割、どこをどのように民営化をしていこうと考えているのかというものを、しっかりと部会の中で俎上にのせて議論をする必要があると思いますけども、この間の就学前あり方検討部会の中では、具体的にどこに対して民営化をするのか、どこを認定こども園化するのかというのは、一切明らかにしないまま、抽象論で進めていくというような話し合いではなかったかなと、傍聴していてそん

な感想を持っています。これでは本当に地域性の問題は棚上げされたまま、民営化の議論を進められていくということになると、これはお互いに、保護者にとっても、そして保育行政にとっても、お互いに禍根を残すものではないかなというふうに思っています。その点はいかがか。

それから、民営化をさらに進めていく上においては、やはり民営化された保育所をしっかりと検証していくということが大事だと思います。最初に民営化された摂津保育所、今は社会福祉法人桃林会のせつつ遊育園になりました。当時、民営化反対で、保護者の方々が市内デモ行進をするぐらい大きな反対運動がある中で、社会福祉法人桃林会が引き受けられた、その上で三者懇談を丁寧に行って、どんな問題でも一緒に話し合いながら、一步一步問題を解決して今に至っているというふうに認識をしているところです。

今回、正雀ひかり保育園、もともと社会福祉法人桃林会が受けるところが、いろいろな不祥事等がありました。選定の際に申し込んできたのがわずか2園だけで、そのうちの次点となられた学校法人成晃学院が引き受けられたという経過がある中で、何とか引き受けていただいたというような経過があります。そうした経過のもとで、正雀保育所が今、民営化されて1年たとうとしています、その検証とか保護者の声とか、三者会がきちんと開かれているのかどうなのかということも、きちんと検証する必要があると思うんですね。そういった検証はどのようにされているのかも含めて、お答えをいただきたいというふうに思っています。

それから、事業計画策定については、プロポーザル等で新しく契約される会社と

一緒になってやっていかれることになるかと思いますが、おっしゃいましたように、摂津市独自の、やっぱり事情とか状況がありますよね。北摂7市の中でも小さな摂津市が、箕面市とか池田市、摂津市よりも大きいまちで保育を必要としている2号、3号認定の子どもが多いというような特徴が摂津市にはあると。働くお母さん、お父さんの多いまちだということも、北摂の中でも特徴がありますから、そういった特殊性とか、独自性というものは、きちんと計画の中に盛り込まなければ、絵に描いたような計画ができ、計画にほぼ整備が間に合っているよといっても、待機児童は2月になれば200人を超してしまうような状況を現に生み出してしまっているということです。その辺はしっかりとしたニーズ調査、それから実態に合わせた量の設定ですね、整備計画を立てられるようなものにしていきたいと、意見を申し上げておきたいと思います。

それから、入所についての手続について、今回から方式が変わってしまったということで、今後の改善を図っていきたいというようなご答弁でもありました。やはり大阪市とか吹田市のような大きなところですと、1次決定ということで、2月の初めぐらいに既に通知を出されている。1次決定という形で届いた場合、改めて2次決定に向けた調整が行われるということは、当然それぞれの市の保護者の方々も理解しながら、保活等をやっていったり、第2希望、第3希望を検討をされるかと思いますが、今までと同じような時期のまま方向だけ変わったということが、非常に不安を大きくしたものになってると思いますので、非常に保活と言われる、保育所を探しておられる保護者の方々の状況というのは、本

当に深刻だと思います。入所判定をする際には、ポイント制になっていますね、優先順位をつけるために。こういう場合は10点、こういう場合は5点、こういう場合はマイナス1点、そのポイントの積み重ねによって、保育所に入れるか、入れないかということが判定されるということで、摂津市ではまだそこまでになってないのかもしれないかもしれませんが、大きなまちに行けば、もう子どもが生まれたときから、そのポイントをどうやって積み重ねるかということで、必死になっておられる方々が、お母さんたちがたくさんいるというのが、テレビ報道などでも同じ共通認識になっていると思います。その点数のつけ方が、昨年と勝手に変えられてしまったことによって、去年この点数だったら入れたのに、突然入れなかったということで、市に対して抗議をされるというようなことも、先日、テレビ報道でも放映されていました。

非常にセンシティブで、そして子育て世帯にとってみれば、人生のかかった大事な選択であって、同時に保育というのは児童福祉法の第24条にもありますように、保育を必要としている人たちに保育を実施しなければならないという責任があるわけです。現状、実質、物理的にいろんな困難はあるかと思いますが、やはりそれにしっかり応えなければならないというような気概を持って、いろいろ取り組んでいただきたいなということを、申し上げておきたいなというふうに思います。

それから、小規模保育所に対する考え方なんですけども、ゼロ歳から2歳までということで、連携施設がない場合、3歳以降の入所を探すときには、先ほど言った優先順位をつける、判定では高いポイントを、一定5点から6点ぐらいつくという、一定

の優遇はあるというふうに思います。同時に、子育てをされている方は、子ども一人というわけではなくて、やはり次の2番目の子どもとか、3番目の子どもの、やっぱり子育てや家族のことを将来のことを考えて、子づくりのことを計画、自分の仕事と考えながら計画をされるんだと思うんですね。

摂津市の場合は、例えば下の子どもが生まれて育児休暇をとったとき、上の子どもが現状の保育所のままでしたら、環境を大きく変えないということで、そのまま継続して3歳、4歳と保育してもらえらるというふうに聞いているんですけども、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思うんですね。例えば、第2希望、第3希望で、小規模保育所に、そこしかあいてなくて入った方が、上の子どもが2歳児のときに下の子どもが生まれ、育児休暇をとろうとしたとき、通常の認可保育所であれば、引き続いて3歳児は同じ園ですから、育児休暇中でも上の子どもを見てもらうということが可能であるけれども、小規模保育所の場合は、2歳になったら連携施設、もしくは新たに新規で見つけなければならぬ。そうすると、一般の認可保育所に行っていた人と比べると、3歳児以降の、下の子どもの育児休暇中の上の子どもの保育ができるかできないかというところでは、大きな差が出てしまうということをお聞きしました。これも当初、新規で申し込みをする際に、当初申し込みで第1希望、第2希望、第3希望と書くときに、地域だけで見て、とにかくどこかに入れなきゃということで小規模保育所を書いたけども、実際にはそういった問題が隠れているということも、現実、表面のほうにあらわれてきているんですね。

そういったこと一つとっても、保護者の

方々は、本当にそれで思い悩んでしまうというようなことでもありますので、ポイントをつけるときに、例えば認可保育所に入れなくて、無認可の保育所に入っていたり、有料の保育サービスを受けている方が転園を要望したときには、次のときの入所するときのポイントはつくわけですね、優先順位。小規模保育所の場合は、それはどうやらつかないと。小規模保育所も認可保育所ではあるけども、ゼロ歳から2歳ということで、保護者からしてみれば、認可保育所に本来なら入りたいけど、やむなくそこに入っているというような方々が、かなり多くいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うわけなんです。

そうすると、やはり無認可保育所に入っている子どもや、有料の保育サービスを受けている方々と同じように、小規模保育所にやむなく入られた方に対しては、転園を希望されたときの優先順位のポイントを、やっぱり上げるとかというような対応を、しっかりととっていくことが大事ではないかなというふうに思うんですけども、その点の実情を含めて、少しご見解をお伺いしたいというふうに思います。

通知の問題は、ぜひ次年度改善を図っていただくように、お願いしたいと思います。

それと児童手当、児童扶養手当等でございます。まず、就学援助費については、ぜひ周知徹底を図っていただくということ。それから、子どもの貧困で、貧困ライン以下の人たちが、本来受けられるものが受けられないというようなことがないような周知の仕方、とりわけ摂津市の規模は、小規模なまちでありますし、児童虐待のネットワークであつたりとか、保育所とか地域とかで、非常に小まめに子どもたちを見てあげられる環境がある強みがあると僕は

思うんですね。そういう意味では、見落としを極力避けられるまちでもあると思いますので、その点、ぜひ受けられるのに受けられない、または親がなかなか対応できない状態のまま放置されているような状況の子どもを、しっかりと寄り添った形で、必要なサービスを受けられるものについては、受けてもらえるように誘導していただきたい、これは要望しておきたいというふうに思います。

子ども医療費助成については、先ほどのとおり意見として申し上げておきます。

教育委員会制度につきまして、教育長のほうからご答弁をいただきました。制度的には新教育委員会ができてきた経過については、教育長からもお話がありまして、よく理解しました。教育委員会の形骸化であったり、いじめ問題で学校と非常に近い教育委員会が隠蔽をしているというようなことで、教育委員会はそもそも要らないんじゃないかというような議論まで一時発展をしましたが、それは行き過ぎで、やはり政治的な介入のない中で、憲法や教育基本法や子どもの権利条約に基づいた形で、子どものためにやる、中立の形で子どもを一番に考えた教育を進めていくという意味では、地域性であったり、公開性であったり、または公平性というのがきちんと担保された形で、教育委員会を活性化させていこうというような意味合いだと私は理解しています。

その上では、一方で教育長が言われるように、新教育長に大きな権限が入っていたり、市長部局との合同の会議の運営によって、教育方針等がゆがめられることが、可能性としてもあるわけで、ぜひその点はこれまでの摂津市の教育委員会として、いろいろご努力もされてきておられますし、

その方向性を継続していただいて、同時により発展していただきたいと思います。とりわけ50回を超えていろいろなところを教育委員が訪問されたり、検証されたり、教育委員会でも非常に活発に議論をされているのは、傍聴させていただいたりしてよく理解をしております。非常勤とはいえ、それだけの業務をやっておられる以上、やはり教育委員として働く環境ですとか、市役所に来たときのテーブルとか、せめてパソコンとか、待機する場所とか、議論する場所、資料提供はこういう形でしっかりとやって、情報をきちんと出していますよというような体制に、取り組んでいただきたいと思いますということは、申し上げておきたいと思います。

部活動については、また新しいガイドライン等が決まりましたら、また委員会のほうにもお示しをいただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

学力問題についてですが、摂津SUNSHINE塾は去年も、本来、学校でやるべきことが、民間の塾に委託をしなきゃいけないということについては、私は、いろいろ去年も意見を申し上げました。本来違うんじゃないかと。一方で、学力定着度調査の結果であるとか、学力テストとか、または子どもの生活に関する調査などを見ても、家庭学習の問題であるとか、経済的な理由で塾に行けない子どもがいるというようなことなどを補完するという意味で、ある意味、スクールサポートスタッフと、いみじくもおっしゃいましたけれども、非常に一側面としてやっているんだということなのかなというような思いを、私は受けとめているわけですが、1クラス25人で、それぞれの習熟度によって差があるか

ら補助員を入れる。それは本当に、そうだなというふうに、すごく感じます。

だからこそ、なぜ学校ではなく、そちらで、そういうことになってしまうのかということが非常に、やっぱりどうしても納得いかないんですね。

先ほどもいじめのサインであるとか、家庭学習の状況とか、挨拶ができるとか、できないとか、規律意識の問題とか、他市と比べても定着度テストの質問紙調査の結果では、数字としては、あまりよくないような数字が出てきているし、いじめとか不登校にかかわっていくようなサインであれば、見落とすことができないと、35人以下だから、こうでというような、ぴちっと線を引くことができないというのは、それは、そのとおりだと思います。人間が人間を見るわけですから、ただ、大きく見れば、一人の大人が二つの目できっちりと子どもたちを見る上で、40人いるよりも30人、35人のほうが、やっぱりしっかり見れるのは当たり前のことだと思うんですね。そこそこ数字でばさっと切れるようなものではないし、現に35人学級、少人数学級をやっている地域では保護者も教職員も先生からも、子どもたちも、マイナスの評価よりもプラスの評価のほうが多いというのは、見ておられるように国立教育政策所の中での検証で、研究結果でも出ているわけですね。

そこを考えると、やっぱり35人学級、35人以下学級を、学校で一步一步を勧めていくことが重要だと思います。その点、今すぐやるというようなこととか、検討するというような答弁をいただきたいんですけども、そう至らない上でおいても、その考え方について、ちょっと部長、教育長に、また、見解を伺えたらなというふうに

思います。

現状で、大阪府の1年生と2年生は35人という学級定数の基準が、国の標準と違って2年生35人ですけども、基準がありますね。3年生から中学校3年生まで40人ということではありますが、現状で、その基準を上回っている学級があると思うんですね。支援学級の子どもをカウントせずに、支援学級の子たちも通常学級の中と一緒に勉強するケースがあって、一クラス40人のところが、41人、42人、45人というようなクラスがあると思うんですが、現状、どのぐらいあるのか、ちょっとそれはお聞きしておきたいというふうに思います。

チャレンジテストについては、これは本当、改善の前に、ぜひ廃止していただいて、きちんとした評価ができるようなものにしていただきたいと思います。これは意見として述べておきます。

給食です。私、いろいろアレルギーのガイドラインを新たにつくって、恐らく学校でも、そんな事故が起こらないように、いろんな工夫をしたりしておられることだと思うんですね。しかし、今おっしゃったように、ちょっとしたトラブル等があったときに、目を離したすきに、現に食べてしまいました。一步間違えたら、以前、調布市でもチーズ入りのチヂミを食べた子どもが、アナフィラキシーショックによって亡くなれるというような事件になりました。

絶対に、これはあってはならないことで、どんな理由があっても、避けなければいけないことで、学校ですから、当然、学校内のトラブルというのは、当然あります。そのとき、そういったことも想定した形での対応というのが非常に重要だと思います。

もうやっておられるんだと思うんだけど、しかし、そこに栄養教諭がいなかった。民間委託校だったということで、やっぱり、どこかに穴が、起きるところがあるんじゃないかと、もっと小まめに栄養教諭の先生が、その学校に配置されていれば、大体一つの学校に10人ぐらいだとしたら、一人一人の顔を見ながら担任の先生とも日常的に顔を合わせながら、アイコンタクトでも、そういった対応というのは、できると思うんですけども、そこができなかったというところに、私は非常に問題が浮き彫りになったんじゃないかというふうに思うんですね。

これはよかったねで済ますような話ではないと思うんですね。これもしっかり検証をしなければいけませんし、かといって現場の努力と根性でやるには限界であります、人間ですからマンパワーに頼っても必ず人的なミスというのは起こるものとして想定して、取り組まなければいけない問題ですので、これやっぱり栄養教諭全校配置に向けて、大阪府にも国にも働きかけるとともに、摂津市でも、独自でも、やっぱりまずは配置していくと、現場で栄養教諭、栄養職員と養護教諭と担任の先生、校長先生、学年主任、全部一体となって一人一人の子どもの安全を守ると、命がけで守るというような体制をとらないといかんと思うんですよ。

それは、これもうぜひ、やるべきだと思うんですけど、いかがでしょう。

民間委託校の検証については、ぜひ、強化をしていただきたいです。

それから、民間会社がゆえの問題というのは、これは避けては通れない問題、どんなに財務諸表を出していただいてもしても、その会社の経営状況、数字にあらわ

れない職場のモチベーションの低下などなどというのは、なかなかわからないものです。

そういったときに、やっぱり現場に栄養教諭がいて、調理員と日常的に対話をしているということで回避していくということも可能になると思いますので、その点についても、全校配置、それから、民間委託を勧めるというのであれば、きちんとした検証をやっていただきたい。それ申し上げておきたいと思います。

ちょっと栄養教諭の全校配置の問題、今回の事象と合わせて、お答えいただきたいと思います。

中学校給食です。この3年間は引き続きデリバリー方式選択制という形になっていきます。スタートしたときと、大分様相も変わってきました。担当の方々は、ちょっとでも皆さんに食べてもらいたいということで、いろんな努力されているということは、よく理解しております。しかし、最初の事業者が2回目の事業選定のときには手を挙げられなかった。それから、新しく決まったところ、1者しか応募がなくて、決まった事業者の単価は8割もアップしていると、三好委員も前回も取り上げて、一食当たりのコストパフォーマンスの問題もおっしゃっていましたが、やはり食育とか、学校教育にかかわる。または子どもの貧困にも対応できるような学校給食として、デリバリー方式選択制というのは、やはり限界があるというか、矛盾だらけだと言わざるを得ないんですね。

それでも3年間の契約の中で、どう改善を図っていくのかと、今、直接問われていますので、改善点をお話いただくのと。3年後に向けて、どう改善していくのか、私は全員給食、小学校と同じような自校調

理、もしくは親子形式などをもって、大きな抜本的な改革をする必要があると思うんです。

摂津市が、お手本にしていた、参考にしていた茨木市でも代表質問で野口議員からも紹介されたように、あり方検討会議というのが開かれて、5回会議をやられて、やはり家族、お父さん、お母さんがつくったお弁当の教育的な観点も大事けれども、今の時代、そして、栄養摂取の問題などを含めて、やっぱり全員給食が望ましいというような結論を懇談会の中で出されて、今、検討をされているというふうに聞いておりますので、選択制をとっている中学校給食、やっておられる自治体がだんだん減ってきて、全員給食へ大きく改善も図られてきております。

摂津市も、後発市として、改善まで後発になることのないように、もう1年目から下地をつくるような議論もしていただきたいと思いますが、その点の見解もお聞きしておきたいと思います。

学童保育です。これは今、平成32年にはクラスの単位が40名以下ということになっていくと、現段階では一クラス70人程度ぐらいというふうになっていると思うんですね。小学校で40人ですね。保育所でも30人ですか。

学童保育となりますと、1年生、2年生、3年生と異年齢の子どもたちが一緒に生活をする場で、一つの単位が70名というのは、やはり現段階でも無理があると思います。

マンパワーの不足の問題で、本当にご苦労が多いことかと思いますが、もともと、このマンパワーが不足している原因というのは、どこにあるのかというのを、摂津市だけではありませんけれども、それは検

証しないといけないと思うんですね。保育所の保育士にしても、学童保育の指導員にしても、人が集まらない。大阪府に先生が集まらない。この問題は、どこにあるのか。やっぱりそれぞれの保育士や、指導員や、学校の先生の社会的な地位が低下している。または処遇が、非常に他市と比べても悪くなっていると、そういった問題が長いこと続いてきたところも原因があると思います。

これは摂津市だけで軽々に改善していくということは、なかなか困難な問題はあるかと思いますが、そこを見ずして、単純に民間に委託するということになれば、民間委託のノウハウは、より安く、そして、細切れの労働力を集めるのにはたけているかもしれませんが、学校との連携、地域との連携、子どもに寄り添った継続した、そして、専門制を持った保育サービスを実施していくという点では、非常に心もとないというふうに感じています。その点についても、もう一度、見解を伺います。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、こども教育課にかかわります、ご質問にお答えいたします。

まず、民営化についてのご質問でございます。先ほどもご答弁いたしました、就学前施設のあり方検討部会では、3回にわたってご議論いただきまして、一定、意見の集約をいただきました。今後、子ども・子育て会議に部会としての意見集約したものを報告して、教育委員会に意見書をいただく予定でございます。

保育所では公立、民間問わず、高い保育サービスのほうを提供されております。こ

れらを踏まえて、子ども・子育て会議では、基本的な考え方をお伺いしたということです。

今後、これらの意見をもとに市のほうで方針のほうを決定いたしまして、また、議会のほうにも図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、正雀保育所の民営化の検証というところでございます。

平成29年度、今年度から正雀保育所を民営化しまして、学校法人成晃学院のほうで、正雀ひかり保育園として園の運営のほうをされております。

平成28年度は、三者懇談会を開催し、また、引き継ぎの保育をしながら、民営化の準備を進めてきたところです。

保育の内容、また、行事とか、あと実費の費用面、これらについては、おおむね引き継いでいただいているというところで認識しております。

しかしながら、全て4月から細かいところまで、引き継ぎができてたというわけではなくて、やはり保護者から意見とか要望といったこともございました。そのあたりについては、今年度、三者懇談会、実施させていただいた中で、意見交換して、園側も改善のほうを図っていただいていたところでございます。

来年度もですね、この三者懇談会、引き続き実施してまいる予定ですが、公立でやっていたことが全てよかったというわけでもございませんし、正雀ひかり保育園でも、公立でできていなかった部分というのを取り入れていただいているというような状況でございます。

今後も園と保護者、我々も入って、調整する中で、よりよい形で保育サービスの充実が進んでいければなというふうに考え

ております。

最後に、小規模保育所に入っておられる方で、下の子の育休要件のときの上の子の、卒園のときの調整というところでございます。国によれば、育児休業期間中というのは、基本的には児童の保護者のいずれもが、当該児童を保育することができないと認められる場合に該当しないというところで、されておりますけれども、育児休業期間中の保育施設等の継続利用については、育児休業開始前に当該保育施設等を利用していた場合、児童の発達上、環境の変化に留意する場合、必要に応じて認められるということで、されております。

委員がおっしゃったように、確かに認可保育園と小規模保育所で下の子の育児休業期間中の扱いというのは、確かに不公平が生じるということもございますので、また、これも他市の状況も確認しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 学童保育の件でございます。ここ数年で、一挙に指導員の不足が出てきております。本市の場合は、やはり支援児の増加というのが大きな要因になっているのかなというふうに考えておるところも一つございます。

それと委託についてでございます。いろいろと地域、学校との連携等、いろいろ出てくるかと思っておりますけれども、やはり今、考えておるのは委託ということで、事業主体はあくまでも市でありまして、運営については民間に任すというところから、設備等の条例もありますし、また、サービスの質の低下を招かないように、しっかりと、そういう点については仕様書に落とし込

んで、やっていきたいというふうに考えておりますので、今後も、そういう視点からサービスの向上に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 北野教育次長。

○北野教育次長 3点のご質問がございました。少人数学級の件、栄養教諭の配置の件、中学校給食の件、この3点にご答弁を申し上げたいと思います。

昨今、働き方改革ということで、国を挙げての取り組みというのが種々行われようとしております。特に、教員の多忙感、これも社会的な問題として取り上げております。

ご指摘の少人数学級、これには、やはり学力との相関度、少人数であればあるほど学力は上がるのではないかというようなことは、一般的には考えられると思っておりますので、そういうところというのは、今後、我々としましても、さまざま検討、検証していかなければならないと考えておりますが、栄養教諭の件にも絡むわけですが、基本的に義務教育でございますので、義務教育は、やっぱり国庫負担が原則であります。やはり我々としましては、国、府を通じて、教員の不足感があり、これを求めてまいるというのは、やはり働き方改革を行う上でも、すごく当然なことと考えておるところでございます。

栄養教諭の全校配置望ましい、これは当たり前の話なんです、アレルギー対応ですね、今回、起こりました、この事件につきましては、しっかり、先ほど課長も答弁しましたが、検証を行い、子どもの健康は、アレルギー対応を守るのは、何も栄養教諭だけの職務ではございません。養護教員も当然ながら、子どもの健康を守る一面を担

っておると考えておりますので、管理職も含めて、今回の件、しっかり検証して、こういうことが起こらないように努めてまいりたいと考えております。

最後に、中学校給食の件でございます。まだ、まだ3年は経過しておりませんが、2年数か月たっております。現在も子どもたちのアンケート等、さまざまな情報を我々、参考にしながら、先日も、総務課長が答弁しておりますが、さまざまな改善策を打ってまいりました。

次の改善策と、今回のデリバリー方式選択制でのお問いでございますが、乗り入れスクールですか、そのときに、これもまたアンケートをとっております。そんな中で、私たちも、教育長は毎日、中学校給食を食べていただいております。

ことしの冬は、非常に厳しい寒さでございました。衛生管理上、冷たくしなければいけないという要請がございますので、食べておりますが、やはり冷たいのはしんどいなというようなことを、まさに感じております。

したがって、この時期に、何とか何らかの形で、この冷たいおかずを温めることはできないかというような研究を進めてまいりたいというのが、改善策の1点でございます。

あと、子どもたちのアンケートでは、やはりクラスの中で自分だけが、この中学校給食を食べているのは、ちょっと間が悪いと申しますか、ちょっと嫌やなというような感覚が、そのアンケートから出てまいります。

したがって、クラスの中で一人でも多くの子どもが、この中学校給食をとっていただくことによって、喫食率が、まあまあ波状的に上がっていくのではないかと

ことがございます。

そういう面でも、私たちは、当然、中学校には一人、栄養職員が配置されておりますので、その職員と中学校給食担当しております事務局の栄養士、この2名がしっかり学校現場に赴いて、喫食率向上に努めてまいりたいと考えております。

あと、今後、3年はどうするのかというお話でございます。子どもの気持ちというか、子どもの嗜好、それと保護者の要望、それと議会の議員の皆様方のご意見、さまざまございます。

それぞれベクトルが違ってありますが、そのベクトルが、どの方向に向かっていくのか、このことも我々は注目しておるところでございますし、近隣他市においても、今ご指摘のありましたデリバリー方式選択制から学校給食方式の変更、そういうことも行っている団体もございます。その辺も、しっかり我々情報収集しながら、摂津市に適正な中学校給食とは何かというのを、この3年間、しっかり考え、研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 箸尾谷教育長。

○箸尾谷教育長 35人学級のご質問でございますけれども、35人学級は、もう従前から国に対しては強く、35人学級を実施するように要望は続けております。これは、引き続き続けていきたいと思えます。

ただ、やっぱり市独自、市単費でやるとなると、これはなかなか大変でございます。例えば一人当たり年間700万円ぐらいの費用が、まず必要になってきます。それから、35人学級の学級数というのは、毎年、毎年変わりますから、必要人数も変わります。そういう意味では毎年、毎年、教員を採用しなければならない。あわせて

テスト問題の作成から、採用に関する全ての事務をやっていかなければならないということで、大きな教育委員会でマンパワーのあるところは、そういうこともやっておられますけれども、なかなか私どものような小さな市で、それだけのことをやるということになりますと、非常に事務量がふえると思っています。

ただ、そうは申しまして、この35人学級をすれば、確実に、こんな効果がある、成果があるということが、はっきりすれば、私は、やっぱりきちっとやっていかなければならないと思いますが、残念ながら私も、35人学級については、これまでもかかわってきましたけれども、先ほど委員がおっしゃったように、この35人学級の効果というのは、今、明らかになっているのは、あまりはっきりしたものではないんですね。

例えば問題行動がちょっと減ったとか、あるいは遅刻が減ったとか、あるいは保護者、あるいは子どもたちが肯定的な評価をしているといった形で、どちらかと言えば定性的な評価が多くなっています。

実際、本市でも、先日、2年生から3年生になるときに、35人以下学級が40人近くなったという例を申し上げましたけど、本市でも、実は、その逆がありまして、その年までは40人以内だったのが、転入がいて、二クラスに分かれたと、簡単に言いますと20人ちょっとぐらいのクラス、二つに分かれたような学校、学年もございますが、そしたら40人近いクラスから20人近いクラスになったから、例えば成績が伸びたのかとか、問題行動が減ったのかというような点では、まだ今のところ優位な差は、はっきりとはしないという状況であります。

そういう意味で、決して35人をやらないというわけではなくて、今申し上げたように、もう少し情報をしっかりと収集をして、検証をし、やる以上は、それだけのお金と、それからマンパワーが必要ですから、そういう情報収集に、今後も努めていきたいと思っております。

以上です。

○水谷毅委員長 奥野課参事。

○奥野学校教育課参事 35人以上在籍する学級数について、ご答弁を申し上げます。

支援学級在籍の児童を含めた学級数でございますが、小学校は22学級、中学校は38学級でございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 暫時休憩します。

(午後2時27分 休憩)

(午後2時31分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

安藤委員。

○安藤薫委員長 ちょっと質問の仕方がよくなくて申しわけありません。

小学校1年生、2年生は35人学級で、3年以上は40人学級になっているかと思うんですが、要支援の児童・生徒も通常学級に入って学習活動をやられるケースがあると思います。そういうケースの場合の支援児の数も含めた形で1年生、2年生、35人超える、もしくは40人を超えというような学級のケースというのは、何件ありますでしょうか。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

箸尾谷教育長。

○箸尾谷教育長 申しわけありません。少しお時間をいただきたいと思います。

と申しますのは、ここには支援学級の在籍人数、それから各学年の在籍人数のデー

タはありますけども、例えば支援学級在籍が10人いて、通常の学級が2クラスあったと、このときに、この10人が、1組に10人とも全員、在籍になっているのか。それとも1組と2組で5人ずつに分かれているのかで、戻ったときに、1組、2組が40人超えるかどうかというのは、この支援学級の子が通常の学級で何組に入っているかということを確認しないと、ちょっと計算ができませんので、ちょっとお時間を頂戴したいというふうに思います。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 わかりました。また、ちょっとお手数ですけども、また教えてください。といいますのも、要支援の児童・生徒が通常学級で学習をされるときに、やはり40人を超えてしまったり、35人を超えてしまうようなケースになれば、当然、その学級の中での一人の先生で見渡せる子どもの数も変わってくると。

以前やられていたように、ダブルカウントをした上で、要支援の子どもも含めて35人学級以下、40人学級以下に、せめて変えていくと、教員を保障していくというようなことが、やはり大事ではないかなという観点から、ちょっとどんな状況かということをお聞きさせていただきましたので、そういった意をくんでいただいた上で、そのダブルカウントをした上での、現行の35人か40人学級、せめて、それを実施できるようにしてほしいということを、これは要望としておきますので、ちょっとまた、どんな状況なのか、後日で結構ですので、お教えいただいて、ご検討いただきたいと、意見として申し上げておきたいと思っております。

それで、保育所民営化の問題です。もちろん公立から民営化されたときに、全て公

立がやっていたことを、全て踏襲するというようなことではないと、僕も思います。民間保育所のいいところは、公立保育所出身の子どもたちにも提供できるようにしてあげられるということは大事なことだと思うんですが、そこには、やはり公立保育所から民営化して、主体が変わったということに対して、環境が、子どもたちも変わる、保護者も変わるということへの不安、非常にいいことなのに、それが違う意味で捉えられてしまって、混乱を来すということは、やはり避けなければならない。だからこそその保護者、園、市が三者が丁寧に意見を調整しながら、一步一步改善を図るべきは図っていく。

おやつの内容も、今までよりも民営化したほうがよくなるけれども、よくなるけど、変わるということに対して、こういうふうにしたけれど、どうですかという一言で調整を図っていくというのが、やっぱり丁寧な民営化に移行する市の責任であるというふうに思いますので、その点は、ぜひ丁寧に進めていただきたいということは、要望しておきたいと思います。

それで、一つ気になることとして、これは、どこの民間の保育園もそのようにやられておられるのかわかりませんが、保育所に入園する際に、保護者の方に誓約書をとっておられる。もちろん、その時間、保育入園のための保育のしおりとか、何時から開きます。何時にお迎えに来てください。体のぐあいの悪いときに、連絡したときには、お迎えに来てくださいという、子どもたちの安全を守ること。それから、保育と、お母さんそのものも成長するために必要なことをお約束したり、確認をし合うということは重要なことだなというふうには、私は思うんですが、一つ、この民営化され

た園で、幾つかの項目の中で、園内においての事故について、苦情は申しませんという文言があるんですね。これはどう見ても、もの言い、保護者としてみたら、子どもを預けていて、申しませんということを、入所が決まって誓約書というもののの中に、名前を書くときに、ちゅうちょされる方がやっぱりいらっしゃるんです。

私もやっぱり園内で起きたことに苦情は言えないといったら、行政と園と保護者で話し合いながら前に進めていこうというのを、最初から園の側が、そういう意図がないとしても、そういうふうにとられてしまいかねないような文言ではないかなというふうに思うんですね。

ここは、ちょっと一度聞いていただいた上で、できるだけ、せっかく民営化して、移行していくと、私は民営化反対ですよ。だけど、民営化されたからには、いい保育してもらいたいし、子どもたちの受け入れをきちんとしてほしいですし、一緒に保護者も成長できるような園になってほしいというところからいっても、信頼関係が、壊れてしまうような表現というのはいかななものかなというのは、感じています。

ちょっと事実関係も含めて調査していただいた上で、ちょっとその表現方法含めて、その三者会議であるとか、または園の方と話し合っていただくことはできないものでしょうか。ちょっとその点、お聞きしておきたいというふうに思います。

それから、あと待機児童の解消に戻りますけれども、やはり認可保育所をつくるにも、やはり時間がかかります。

民間にお願いをして、この間も、先日も300人を超す定員増、この数年合わせると、もっと定員増を図ってこられたことについては、安上がりの保育サービスでなく

て、きちんと認可保育所をふやしていくという姿勢については、私は摂津市の保育行政として、十分評価できる姿勢だというふうには思います。

ただ、それでもやっぱり潜在的保育というのは、保育事業というのにはあって、もう追いかけてこなくなってしまっていて、どこまで追いかけるのかことにはなりますけれども、現に働きながら子育てをしていこうというときに、保育所に入れないという事態が、ここ長らく続いてしまっていると、ことしも当面の間は、待機児童が数十人、もしくは100名に達する可能性だってあるわけで、そういったときに、じゃあその保育の責任をどうやって果たしていくのかというのを、ただ、済みませんということで、済ますわけにはいかないと思うんですね。

そこで、民間保育所に、さらに小規模保育所をふやしてもらおうとか、一時保育とか、暫定的な軽微の設備投資でやれるようなものを作ってもらうとかいうような方法もあるかもしれませんが、やはり求められているのは、安心して子どもを預けられる場所であって、子どもが、これからどんどん減っていく中でも、弾力的にしっかりと、暫定的な保育設備を持ちながら、その子どもが減ったときには、次に転嫁していけるような中長期のビジョンを持って、保育施設を管理、運営していこうと思うと、やはり公の力というのでないと、できないと思うんですね。

そういう意味では、千里丘のKENTOひまわり園が、7月からちょっとずれてしまうと。早速、当てにしていた人たちが入れなくなってしまうような状況の中で、暫定的に児童を受け入れられるような、例えばの話、旧三宅小の跡地、子育て支援セン

ターの横ですからね、そこを少し改造して、きちんとした設定、基準に合わせたものに整備して、そこで当面の待機児童を受け入れるというような対応をとるべきではないかという、この間も要望してきましたけれども、そういうお考えについて、ぜひ、ご見解を改めてお伺いしておきたいと思っています。

あとは、35人学級の問題については、いろいろなハードルはあるかと思いますが、けれども、国や府に対して、文部科学省との間でもいろいろなやりとりがあるというのも承知しておりますが、そして、35人学級になったからといって、簡単に学力が上がるというものでもない、なかなか数字としてはあらわれてないというのは、私もよくわかります。

しかし、いろんな研究を見ると、35人以下の学級をすることと、その35人以下学級に合わせた指導方法を改善していくことと、相まった形で授業への集中度、それから意欲、そして学力向上につながっていくというような検証もあったかというふうに思うんですね。

今、40人って、大きな規模の中で、いろいろ授業改善の努力を一生懸命やっていただいておりますが、やはり、環境であるとか、前提の問題で、大きなマイナスからのスタートではないのかなというふうに思いますので、その点の研究もいろんなところでされておられるし、実証的な数字で簡単にあらわせるものでもないと思いますけれども、引き続いて、35人学級、模索をしていただきたいと要求をしていただきたいと、要求していきたいと思っています。

栄養教諭の問題です。栄養教諭、栄養職員、実際にこういうことが起きていますので、家族の方は、おばあちゃんですけれども

ね、孫がこのままだと殺されちゃうかもしれないという不安を感じながら、学校に通わせないといけないのかというような不安も、極端な言い方かもしれない、あるわけですよ。

一生懸命、安全のために除去食をつくっていることが、そういったヒューマンエラーによって、ちょっとしたミスによって、とんでもない事態を招きかねないということであれば、一番、やっぱりきちんとした最大限の環境を整えた上で対処するというのが、僕は、それは基本だと思います。

養護教諭もやるんだと、担任の先生もやるんだと言っていますけど、民間委託だとやれるんだと言っていますけど、現に民間委託で栄養教諭のいないところで起きてしまっているわけですよ。

もちろん、栄養教諭がいるところでも、起きる可能性はあるかもしれませんが、しかし、今の状況では、一人で10人、20人、30人のアレルギーを持っている子どもを見て、二つ、三つの学校を渡り歩きながら、それを栄養教諭がやっているというようなことは、私は市民的にも、保護者に対しても、なかなか納得できるような事態ではないということを申し上げておきたいと思いますので、改めて、この事例については検証していただいて、改善策等は具体的な形で示していただきたいということにしておきます。

学童保育については、マンパワー不足、民間にということではありますが、要は、安上がりの細切れなサービスになりかねないことを、民間のほうに任せてしまって、働き方改革等いろいろと言われていますが、裁量労働制が撤回はされたものの、現状、どうやって働かせるかというような改革という性格もある改革というこ

ともあるわけですから、私の意見としてはね。

そういったものを見ていただきながら、民間委託という問題はこれも、子ども・子育て会議や部会で附帯意見がつけられていますから、この附帯意見には誠実に応えていただきながら、まずはやっぱり、土曜保育の拡充や延長保育の拡大、既にお約束されてきた中身について、どうやって、公的責任を果たしながらやれるのかというのを模索していただきたい。

非常に難題を申し上げているかもしれませんが、それを努力していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

浅田課長。

○浅田こども教育課長 まず、保育園入園のときの誓約書の件でございます。

公立保育所においても、こういった誓約書のほうはいただいておりますけれども、園内において、事故については苦情を申しませんといった文言はございません。

園に確認したところ、苦情が言えないということではないということで、保護者の方に説明されて、一定納得いただいているというところで聞いております。

今後、こういった文言の内容、意図について確認した上で、園にも改善を伝えていけたらなというふうに思っております。

もう一つ、待機児童解消のための暫定の保育施設というところでございます。

暫定の保育施設の場所の問題とか、また、暫定であれば、その改修等も必要になることが想定されます。なかなか改修となると、またこれも、すぐに開設というのは難しいなというような状況でございますので、先ほどの答弁の繰り返しにはなるかと思ひ

ますけれども、まずは、今、計画しているところの施設整備、これに注力していきたいというふうに思っております。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 表現一つで、やはり、受け取る側、とりわけ、若い、また、子育てを始めたばかりのお母さん方にとってみると、やっぱり大きな衝撃を受ける方も、当然、出てくると思います。

やっぱり、園と保護者との信頼関係というのは、何よりも重要だというのは、お互いのためにもなると思いますので、できるだけ、とりわけ公立から民営化された園ということもあって、周りからの注目や期待も大きいし、今度、認定こども園として、来年は定員増を図っていかれるということでありますので、より保護者の方が不安を感じられない、地域からも喜ばれるような園にしていくためにも、市としてもきちんと物申していただいて、一緒に改善を図ってもらいたいということを申し上げておきたいと思います。

また、待機児童の問題は一朝一夕に解決できるような、摂津市だけの努力で解決できるような問題でないとは言え、市としての保育の実施責任という問題は、必ずついて回ってきますので、その点、考えていただきたいと。暫定の問題についても、前向きに、他市の事例等も見えていただいて、研究していただきたいと思います。

質問を終わります。

○水谷毅委員長 安藤委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 立場上、質問はできませんので、私の意見だけ述べさせていただきたいと思います。

先ほど来、さまざまに議論がなされておりますけれども、今、国のほうは一億総活躍社会ということで、もっと言いますと、国際連合では、持続可能な開発目標ということで、SDGsというのが今、一つのキーワードになっていますが、摂津市でも、地方版総合戦略ということで、これ全部、大きなテーマは女性なんですね。

女性が社会で活躍するというのが一つの大きな可能性ということになっていて、どんどんどんどん、私が感じているのは、女性が正社員とかで働きやすくなりつつあるなというふうに思っています。やっぱり、そんなんで、フルで正社員で働いている方が結構多くなっているんじゃないかなと思うんですね。

これから、女性はどんどん人手不足になってきます。特に、給料の安い、当然、高いところに行きます。安定しているところへ行かれます。だから、これから非常勤職員とか、なかなか人が、もっともっと集まらなくなるんだろうなと思います。

そういう中であって、今この摂津市は、魅力を高めて、そして、多くの方に来ていただくということです。

新築の家ができてきたら、来られる方々は、やっぱり子育てをしている世帯の方が多いです。

そういうときに考えられるのは、これは、子育て世帯が転居するときの三種の神器と私は勝手に言っていますが、一つはやっぱり、先ほどの待機児童の問題。保育所がちゃんとあって、働けるかどうか。

その次は、それに続く学童保育が延長がちゃんとなされているかという話。

そして、もう一つはやっぱり学力ですね、学力の向上。これが、私は、話をしている感じる、子育て世帯の三種の神器やなとい

うふうに思います。

その中で、学童保育については、先ほど来、議論がされていますから、待機児童も大変、まだまだ多いということで、頑張っていたと思っています。評価はしますが、引き続き、これはしっかり頑張っていたきたいと思います。

その中で、それが一番大きな問題ですけども、この保育所の問題では、ちょっとレアな例では、病児・病後児保育なども不足しているというふうに言われていますし、現に、なかなか手続が複雑で、簡単に預けることが難しいというようなこともあります。

これは、先日の委員会の中では、嶋野委員からもそういう看護師なんかも含めた緊急の場合の対応ができないかというような議論もありましたけれども、そういう問題もあるし、それから、アレルギーの問題、先ほど小学校のアレルギーがありましたけど、保育所でもアレルギーの子が非常に多くて、特に、ゼロ歳、1歳というのは、アレルギーをいっぱい持っている子がいるんです。だんだんだんだん、なくなっていくらしいですね、アレルギーというのは。年をとるごとに少なくなっていくというのがケースやそうですけども、アレルギーが問題で、なかなか受け入れが難しいというケースもあります。

今、保育士不足ですね。余分に保育士を抱えているところは、恐らくないと思いますし、また、なかなか大変なので、去年は、今年度ですかね、研修を受けてもらって、保育士のスキルを上げてもらうというようなこともやりました。

今回、1年で11人が受けられたそうですけども、そんな苦労をしている現場で、さらにアレルギーの子を何人も受け入れ

ようになると、やっぱり無理がある。そして、看護師とか置いてないところがありますから。

これは多分、国の補助とか、いろんなことと相まって、少し単価を上げてもらわないといけないとか、そういうことにもつながってくると思うんですね。

これは、だから、現状をしっかりと把握していただいて、医療や府とか国とかに、いろいろ要望するなりの取り組みも行っていたきたいと思います。

それから、学童保育の問題ですけども、これもやっぱり指導員は女性が多いと思うんですけどね。やっぱり、待遇の問題が非常に大きいと思います。

ただ、これも北摂の話において、摂津市だけが、まだ延長もできていない、土曜日においても第4土曜のみとなっていますから、これは、残念なことに、摂津市にちょっと行きたいと思うのに、家を買おうと思ったけども、学童保育の延長がまだやから、行かれへんというふうなことで、声を聞きました。

やっぱり、お互いに競争している社会の中なので、他市はどうやってこれを進めているのかもしっかりと勉強していただいて、そうゆっくりしている問題じゃありませんので、喫緊の課題として、とにかく全力を挙げてやっていただく、全部一遍には無理やと思うんですね。だから、今、学童保育のアンケートをされたようですけども、その結果が出ていると思いますから、そのニーズの高いところから順番にとか、角度を決めながら、ぜひ、これは早急に取り組んでいただきたい。時間延長と土曜日ともしっかりお願いしたいと思います。

それからもう一つ、学力の向上の問題ですけども、学校も今、本当に頑張っていた

だいていると思います。教育長からも先日、答弁がありましたように、もう本当に頑張っているんやということでした。

その中では、全国平均を超えている学校もあるんやということで、決して、教え方が悪いとか、教師が悪いとか、そういうことではないと思うんですね。

いろいろ地域の特質とか、いろんなものが相まって、なかなか結果が出てないということだと思います。

我々もこういう場で学力のことは言わない仕方がない。これは、結果が出てきますのでね。

ただ、どうか、教育委員会としては、余り学校現場にこれをストレートに伝えるというか、そういうことではなくて、やっぱり学校現場を応援するような施策を、ぜひ考えていただきたいと思うんです。

摂津SUN SUN塾がその辺で、私はそういう意味では評価をしているんですけども、学校現場を外でしっかりそういう部分を補足していこうということが、取り組みとして評価をしています。

そういうふうな取り組みも含めて、もっといろいろ応援できることを考えていただきたいと思います。

それからもう一つは、発信ね。いいことをいっぱいやっていると。全学校がこの教育実践の取り組みなんかもやっていますということでしたけれども、それを聞いて、ああそうかと思いますけれども、なかなか市民はそんなことは知りませんしね。

もっともっと、教育長を中心に、市民とか地域とか保護者に、これが伝わっていくように、積極的な発信をしていただきたいと思うんです。摂津市はこれだけ頑張っているんやと。この情熱が伝わっていくような、そういう発信をぜひ、教育長、お願い

したいと思います。

ということで、しっかりと、この三種の神器、頑張ってくださいまして、魅力ある摂津市を構築するということでは、目的は一緒やと思いますので、ぜひ、住むなら摂津市ということを目指して頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

これは意見です。

○水谷毅委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時59分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第2号及び議案第10号の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口上下水道部長。

○山口上下水道部長 それでは、議案第2号、平成30年度摂津市水道事業会計予算につきまして、目を追って、主なものについて、補足説明をさせていただきます。

予算書28ページ、平成30年度摂津市水道事業会計予算実施計画説明書をご参照願います。

まず、収益的収入でございますが、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は、前年度に比べ、1億4,656万4,000円の減額でございます。これは、水需要の減少によるものでございます。

目2受託工事収益は、前年度に比べ、717万7,000円の減額でございます。これは、公共下水道工事に伴う、給配水管移設工事の減少によるものでございます。

目3受託事業収益は、前年度に比べ、335万3,000円の減額でございます。これは、下水道使用料徴収受託料の減少に

よるものでございます。

目4他会計負担金は、前年度に比べ、7万5,000円の減額でございます。

目5その他営業収益は、前年度に比べ、29万7,000円の減額でございます。これは、主に工事検査手数料の減少によるものでございます。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金は、前年度に比べ、109万6,000円の減額でございます。

目2土地物件収益は、前年度に比べ、58万2,000円の増額でございます。

目3納付金は、前年度に比べ、1,676万7,000円の増額でございます。これは、戸建て等の新築件数の増加によるものでございます。

30ページ、目4他会計負担金は、前年度に比べ、263万1,000円の増額でございます。これは、主に経営戦略策定経費負担金の増加によるものでございます。

目5長期前受金戻入は、前年度に比べ、79万8,000円の増額でございます。これは、補助金等の長期前受金について、減価償却費見合いを収益化しているものでございます。

目6消費税還付金は、前年度に比べ、皆増の2,942万7,000円でございます。

目7雑収益は、前年度と同額でございます。

次に、収益的支出でございますが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水・浄水及び送水費は、前年度に比べ、1,003万1,000円の減額でございます。これは、太中浄水場及び各送水所の委託料や修繕費、及び動力費が増加する一方で、大阪広域水道企業団からの受水費が減少することなどによるものでございます。

34ページ、目2配水・給水費は、前年度に比べ、3,789万3,000円の増額でございます。これは、主に給配水管に係る修繕費や漏水修理跡の舗装復旧工事の増加によるものでございます。

目3受託工事費は、前年度に比べ、632万9,000円の減額でございます。これは、主に公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少によるものでございます。

38ページ、目4業務費は、前年度に比べ、469万4,000円の減額でございます。これは、主に人件費の減少によるものでございます。

40ページ、目5総係費は、前年度に比べ、424万6,000円の増額でございます。これは、水道ビジョン等策定業務委託料や、宿日直業務委託料が増加することなどによるものでございます。

46ページ、目6減価償却費は、前年度に比べ、2,474万3,000円の減額でございます。

目7資産減耗費は、前年度に比べ、2,574万8,000円の増額でございます。これは、固定資産の除却費の増加によるものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べ、318万9,000円の減額でございます。これは、企業債の利子償還金の減少によるものでございます。

目2雑支出は、前年度と同額でございます。

項3、目1、予備費は、前年度と同額でございます。

48ページ、資本的収入、款1資本的収入、項1、目1企業債は、前年度に比べ、2億800万円の増額でございます。これは、施設改修事業及び配水管整備事業の起

債借入額の増加によるものでございます。

項2、目1 工事負担金は、前年度と同額でございます。

項3、目1 交付金は、前年度に比べ、932万円の増額でございます。これは、交付対象事業費の増加によるものでございます。

次に、資本的支出で、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 施設改修費は、前年度に比べ、2億9,225万6,000円の増額でございます。これは、前年度に引き続いての、太中浄水場電気計装設備更新工事及び鳥飼3号配水池耐震工事の施工によるものでございます。

目2 固定資産取得費は、前年度に比べ、2,167万6,000円の増額でございます。これは、主に水質モニター購入費の増加によるものでございます。

目3 配水管整備事業費は、前年度に比べ、1億693万2,000円の増額でございます。これは、主に工事請負費の増加によるものでございます。

50ページ、項2、目1 企業債償還金は、443万8,000円の増額でございます。

項3、目1 交付金返還金は、前年度に比べ、155万1,000円の増額でございます。これは、交付金により賄った課税仕入れに係る消費税相当額を返還するものでございます。

項4、目1 予備費は、前年度と同額でございます。

以上、平成30年度摂津市水道事業会計予算の補足説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第10号、平成29年度摂津市水道事業会計補正予算(第4号)につきまして、目を追って、主なものについて、補足説明をさせていただきます。

補正予算書6ページ、補正予算実施計画

説明書をご参照願います。

まず、収益的収入でございますが、款1 水道事業収益、項1 営業収益、目1 給水収益は、11万円の減額で、これは、東日本大震災による被災者に対する水道料金の免除に関する規程に基づき、水道料金を免除するものでございます。

項2 営業外収益、目1 受取利息及び配当金は、100万円の減額で、これは、定期預金の利率が低下したことによるものでございます。

目4 他会計負担金は、11万円の増額でございます。これは、一般会計負担金で、東日本大震災による被災者に対する水道料金の免除相当額の負担金が増加するものでございます。

次に、収益的支出でございますが、目6 減価償却費は、1,027万9,000円の減額で、これは、有形固定資産減価償却費の減少によるものでございます。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費は、80万6,000円の減額で、これは、企業債利息の減少によるものでございます。

目2 消費税は、4,000万9,000円の増額で、これは、工事費等の減少に伴い、課税仕入れに係る仮払い消費税が減少するため、消費税及び地方消費税が増加するものでございます。

次に、資本的収入でございますが、款1 資本的収入、項2、目1 工事負担金は、90万円の減額で、これは、消火栓設置負担金の減少によるものでございます。

次に、資本的支出でございますが、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 施設改修費は、110万1,000円の減額で、これは、監理業務委託料の減少によるものでございます。

目2固定資産取得費は、617万9,000円の減額で、これは、マッピング機器購入費及びOAシステム機器購入費の減少によるものでございます。

目3配水管整備事業費は、2,970万円の減額で、これは、工事請負費の減少によるものでございます。

項2企業債償還金、目1企業債償還金は、38万7,000円の減額で、これは、前年度末借入額の確定によるものでございます。

項3、目1交付金返還金は、9,000円の減額で、これは、交付金により賄った課税仕入れに係る消費税相当額を返還するものでございます。

以上、平成29年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○水谷毅委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

檜村委員。

○檜村一臣委員 それでは、水道事業会計にかかわる予算内容について、ご質問させていただきます。

それでは、予算概要、ページを追って、順番に質問させていただきます。

主に平成29年度と平成30年度の予算額に開きがあるところを中心に質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算概要の132ページです。

一般事務事業の配水・給水費の補償金についてですけれども、平成29年度予算1,549万6,000円に対して、平成30年度予算が2,386万円となっていますけれども、補償金について、こういった内容のものであるかと同時に、800万円ほど

の予算増になっていることについて、お教えてください。

次に、同ページ、車両管理事業についてです。固定資産取得費の車両運搬具518万4,000円ありますが、内容についてお教えてください。

次に、予算概要の134ページですけども、太中浄水場管理運営事業につきましては、平成29年度予算内容と比較すると、平成30年度予算にいろいろと委託料がなくなっているところが多いんですけども、まず、原水・浄水及び送水費の庁舎設備総合管理委託料というふうなところがありますので、今まで平成29年度に載っていたところの委託料の幾つかが、ここに入っているのではないかなというふうには考えているんですけども。

平成29年度では、窓ガラス清掃業務委託料であるとか、空調機保守点検業務委託料、高架水槽保守点検清掃業務委託料とか、エレベーター設備保守点検業務委託料、自動扉保守点検業務委託料とか、計装設備点検業務委託料、電子計算機保守業務委託料とか、消防設備保守点検業務委託料、地下タンク漏洩検査業務委託料、ホイスクレーン保守点検業務委託料が書いていたけども、平成30年度予算の中には、見当たらなかったのもので、今、言いました庁舎設備総合管理委託料に含まれているのか、もう少し下の運転監視業務委託料が、約8,800万円と予算が大幅にふえていますので、このあたりにも入っているのかなというふうに思っています。

3,000万円ぐらい、運転監視業務委託料がふえていますので、このあたりに入っているのかなかと思っておりますので、わかりやすくお教えいただきたいと思います。

その運転監視業務委託料の下に除草業

務委託料というふうなのがあるんですけども、平成29年度予算については50万8,000円でしたけども、平成30年度予算が117万1,000円と、倍強の予算になっております。倍強になった予算の内容についてお教えてください。

それと一番下の固定資産取得費の機械及び装置、3,510万円の予算の内容についてお教えてください。

次に136ページですけども、施設改修事業の施設改修費の工事請負費なんですけども、平成29年度予算は5億1,500万円程度で、今回については約8億円というふうに、多額な予算になっていますので、まず平成30年度のこの約8億円の予算内容についてお教えてください。

同じく136ページの給配水管維持管理事業の交通整理業務委託料についてですけども、ここも同様に平成29年度予算が286万9,000円というふうなところであったんですけども、平成30年度予算が504万6,000円となっていますので、そのあたりについてお教えてください。

その3つ下の修繕費についても同様です。平成29年度予算が2,646万6,000円に対して、平成30年度予算が5,243万3,000円となっています。およそ倍ぐらいの修繕費になっておりまして、平成30年度ではどういった内容で修繕されることを考えておられるのかというふうなところについてお教えてください。

138ページ、配水管整備事業の配水管整備事業費、工事請負費ですね、こちらも億単位で動いているんですけども、前年度平成29年度3億4,500万円に対して、こちらも5億487万1,000円というふうになっていますので、まずはこの平成30年度の配水管の整備についての内容

について、まずはお教えてください。

それと146ページ、経営企画課のほうに行きまして、一般事務事業です。水道ビジョン等策定業務委託料ということで、代表質問でも、ビジョンの見直しをするということできいろいろと話が上がりました。

まずは、今回の水道ビジョン等策定業務委託料の主な内容について、とりあえずお教えいただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

それと150ページです。中央送水所管理事業の総係費におきまして、教えてほしいんですけども、平成29年度では総合管理業務委託料という委託料の内容があったんですけども、その委託料の名前がなくなって、今回、庁舎清掃管理業務委託料、庁舎管理業務委託料、庁舎設備総合管理委託料、宿日直業務委託料、この辺は債務負担でもあったと思うんですけども、今のそういった内容について、前年度予算の部分から今年度予算の部分を見て、ちょっとわからなかったので、お教えてください。

1回目は以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

榎本水道施設課長。

○榎本水道施設課長 では、檜村委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず一般事務事業の配水・給水費の補償金についてなんですけども、平成29年度予算が1,549万6,000円に対して、平成30年度が2,386万円になっております。

この内容ですけれども、主にこの補償金といいますのは、基幹管路の工事を行ったときの工事沿道のところの家屋について、もし工事が起因して被害が起きた場合に、補償に充てるとというのが使い方になっております。これにつきましては、基幹管路

の工事費用の約５％を計上させております。

それによりますと平成３０年度につきましては、平成２９年度に比べ配水管整備事業についての費用は上がっておりますけれども、基幹管路の工事につきましては額が去年よりもちょっと下がっておりますので、約２００万円下がっている状態になっております。

また、平成２９年１２月１０日には、正雀３丁目で自然漏水が原因で大阪ガスの供給管を破損した事例がございました。

これにつきましては、最終的な金額のやりとりとかはまだ決まっておりますが、これについての今後の額が示されれば精査をしないといけないと思っておりますけれども、１，０００万円計上させてもらっているということでございます。

次に車両管理事業につきまして、固定資産取得費の車両運搬具というものですけれども、これは掘削用のミニショベルを購入いたします。

現在、ショベルのエンジンのオイルが漏れている状態になっておりまして、修理が約２００万円と高額となっております。それからもう一つ、今のショベルにつきましては、もう購入から２０年がたっておりますので、耐用年数を考慮した結果、新たに買いかえるほうがよいと思われますので、予算計上させてもらいました。

次に、庁舎設備総合管理委託料及び運転管理業務委託料の件についてご答弁させていただきます。

まず庁舎設備総合管理委託料なんですけれども、これは財政課のほうで平成３０年度から平成３４年度の期間で一括して、管理に関する委託を発注しております。

その中の水道事業としまして、太中浄水

場管理運営事業の委託の中で、窓ガラス清掃業務委託料、空調機保守点検業務委託料、高架水槽保守点検清掃業務委託料、エレベーター設備保守点検業務委託料、自動扉保守点検業務委託料、消防設備保守点検業務委託料、この六つを一括して庁舎設備総合管理委託料に持っていっている次第でございます。

次に運転監視業務委託料の増額についてご答弁させていただきます。

これにつきましては、平成２９年度に摂津市水道事業会計補正予算書第１号のところで、債務負担の設定をご提案させていただいております。

内容につきましては太中浄水場の運転監視等管理事業で、期間は平成３０年度から平成３４年度までの５年間ということで限度額は４億４，８５４万円とさせていただいております。平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日までの委託期間で契約をさせていただきました。これにつきましてはの委託金額は４億４，６０２万３，８００円となっております。

金額が上がっている主な原因としましてはやはり人件費そのものが５年前に比べて上昇しているということにあります。それから日常の作業内容を変えております。今までの２４時間終日運転監視業務をすることについては変わりはありませんが、それ以外に場内の設備点検や清掃業務などは今まで職員が行っていたものですけれども、今回、運転監視業務のほうに入れさせてもらっているということもございます。

それから地下タンク漏洩検査業務委託とホイストクレーン保守点検業務委託につきましても、場内の施設点検と似通っている部分がございますので、一括して発注

させていただくほうが安価になると予想されましたので、この運転監視業務委託料の中に新たに追加しておりますので、単年度で金額がふえております。

最後ですけれども、委託の中で電子計算機保守点検業務委託料については、今年度電気計装装置の設備の更新を行いますので、この保守点検につきましては、今回は要らないということで、今回は挙げていない形になっております。

次に、太中浄水場管理運営事業の除草業務委託料につきまして、この金額がふえている原因につきましては、平成30年度から、太中浄水場と千里丘送水所の除草を追加したためにこの金額が上がったということです。今まで職員が行っていたんですけれども、なかなか思うような程度にまで除草ができないということもございますので、シルバー人材センターに発注している分で追加しております。

次に、水質管理事業のほうをご答弁させていただきます。

固定資産取得費はどういうものなのかということなんです、これは水質モニター、5つの購入費でございます。それぞれ耐用年数が7年なんですけれども、これが13年から15年ほど過ぎております。まず本市には水質モニターが10基あるんですけど、そのうちの5基を更新するものでございます。

次に、施設改修事業、工事請負費なんですけれども、これにつきましては、平成29年度5億1,516万7,000円に対しまして、8億248万2,000円となっております。

これにつきましては、太中浄水場の電気計装設備の更新、これは平成29年度発注したものなんですけれども、2年の期間に

なっております。この分について、平成30年の支払い分が約6億7,000万円、それに鳥飼送水所の3号配水池の耐震工事平成29年度から発注させてもらっていますけれども、平成30年度までの工事期間になっておりまして、平成30年度支払いの部分が約1億3,000万円。合わせて8億248万2,000円となっております。

次に給配水管維持管理事業につきまして、交通整理業務委託料がふえていることについてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、業務の内容としましては、修繕工事を行ったときの交通整理員に係る費用となっております。今年度なんですけれども、修繕の規模が少し大きくなっていました。それと夜間に工事をするものが多くなりました。もう一つ、1現場当たり交通指導員を配置する人数もここ数年、人数が多くなるように警察の指導もあります。

そのような傾向の中で、やはり今年度も非常に金額が逼迫している状態になっております。この傾向を鑑みまして、来年度この額を大きくさせてもらったという形になっております。

次に修繕費なんですけれども、これにつきましてもほぼ倍に近い金額にふやしております。これにつきましては、今年度当初ですけれども、500ミリの仕切り弁の破損がございました。これで1,200万円の支出をしております。

そのため、この修繕費につきましては、かなり金額が足りなくなっている状態で事業を進めております。部材の突発的な破損による交換になりますと、部材の費用が非常に高くなりますので、その後の事業の継続が非常に難しくなる、予算のあてがい

が難しくなります。それともう一つ、修繕の1件当たりの費用も大分上がっております。

ですので、高額な部材の費用に係る分をあらかじめ1,000万円ほど見ているような状態にしております。やはり今年度の修繕の費用がかかっていることも鑑みまして、今年度の傾向を見た中で金額を上げさせてもらった結果になっております。

次に、配水管整備事業の工事請負費なんですけれども、平成30年度の工事の内容ということでご質問があったと思います。

基幹管路の更新工事が693メートル、それから平成28年の年末に起きました南千里丘での配水管の破損漏水の件がありました。これについての管路の更新につきましても、平成30年度からやっておきたいと考えております。そのほかの管路工事も含めまして、合わせて1,918メートルの予定をしております。

○水谷毅委員長 末永上下水道部参事。

○末永上下水道部参事 檜村委員からご質問いただきました、一般事務事業の水道ビジョン等策定業務委託料という形でございます。

この件につきましては水道ビジョン、思い起こせば5年前に水道ビジョンを作らせていただきました。その中で業務をさせていただきました。その目標を目指しながら水道事業を今まで進めてきたところでございます。

平成26年度に水道ビジョンをつくって、10年計画を策定させていただきました。今回平成30年度、その中で5年目の中間見直し、それにあわせまして経営戦略という形で経営面を重視していくところがございますので、この水道ビジョン等策定業務委託料、1,164万4,000円

の中で水道ビジョンの見直しと経営戦略、そしてまたその前段の中のたな卸しというか、業務をまた水道事業、下水道事業も一緒に行う予定はしておるんですけども、その辺の業務のたな卸しをしてビジョンを構築していきたいというところでございます。

次に、ご質問いただきました中央送水所管理事業の平成29年度予算で総合管理業務委託料がございましたが、それがなくなってどちらのほうに行ったのかというお話だったと思うんですけども、平成30年度予算で、庁舎清掃管理業務委託料、庁舎管理業務委託料、庁舎設備総合管理委託料（総合管理）という形で新たに項目を設けさせていただいているところでございますが、平成29年度ございました総合管理業務委託料、内容の中で清掃業務と水道庁舎のほうでシルバー人材センターの方が当直というか土日・祝日・夜間という形で管理しておるところを内容的には変わらないんですけども、清掃のほうは庁舎清掃管理業務委託料、管理のほうは庁舎管理業務委託料に分けさせていただいたというところでございます。

それともう1点、庁舎設備総合管理委託料、先ほど檜本課長からもご説明させていただいたと思うんですけども、平成29年の第1号の補正予算、債務負担行為でご説明させていただいたと思うんですけども、檜本課長のほうは太中浄水場管理運営事業で、今、私がお話させていただいているのは中央送水所管理事業における窓ガラス清掃・自動扉保守点検、室内空気環境測定等々の業務委託をまとめて、財政課と共同して一括で発注し市としてのスケールメリットを求めていこうというところで

それともう1点、宿日直業務委託料の件でございますが、これも先だつての補正予算第2号で債務負担行為をお願いさせていただいたところでございますが、平成29年度までの非常勤職員とまた職員で担っている宿日直業務を、平成30年度から委託するという形で計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず一般事務事業の補償金の話なんですけど、内容については理解いたしました。約800万円の予算増については基幹管路の工事額の約200万円減と大阪ガスの供給管破損の約1,000万円との差し引きでということで、2,386万円になっているということは理解したんですけども、これは正雀3丁目での自然漏水が原因ということですけども、最近の数年間で、もしわかればいいんですけど、ふだん余り聞くことがないので、金額とかそんなんはいいんですけども、どれぐらいあったかとかいうことを教えてほしいと思います。

車両管理事業についてはミニショベルを購入するというので、購入から20年経過しているという話だったんですけども、エンジンのオイルが漏れている状態で、修理費がかかるのもうこの際買おうという話であったんですけど、耐用年数では、この20年が妥当なのかどうかというのが、もしわかれば教えてください。

庁舎設備総合管理委託料の分なんですけど、窓ガラス清掃業務などの業務委託を一括して庁舎設備総合管理委託料の予算に組み込こんだということで理解しまし

た。

地下タンク漏洩検査業務委託料の部分とホイストクレーン保守点検業務委託料の部分については、運転監視業務委託料のほうに含まれるというふうなことであったんですけども、電子計算機保守業務委託料については平成30年度ありませんということで、あと消防設備保守点検業務委託料と計装設備点検業務の分について、どこにあるのか教えてください。

次に、除草業務委託料についてですけども、今まで職員が手すきのときですか、あいたときにやっていたというふうなことで、今回については太中浄水場のほうも千里丘送水所のほうも、今まで鳥飼送水所のほうをシルバー人材センターでということで、そこをみんなシルバー人材センターにという内容であったかと思いますが、内容については理解いたしました。

どれだけ作業がかかるのかなとちょっと思ったんですけど、一応、理解いたしました。

次の固定資産取得費の機械及び装置については水質モニターの5基ということで、さっき耐用年数の話があったと思うんですけども、大体7年ぐらいいかなというふうなところで、結構年数たっているような話があったんですけど、10基のうちの5基を今回平成30年度にかえるということなんですけど、7年ぐらいいかかるといえるのか、もたへんところが10年とかそこまで行って、水質モニターは大丈夫なんかなというふうに思いましたので、その辺について教えてください。

それと、次に施設改修費の工事請負費なんですけども、約8億円ということで太中浄水場の電気計装設備の更新に約6億7,000万円、鳥飼送水所の3号配水池の耐

震工事の部分に約1億3,000万円というふうなことで、あわせて約8億円、一応2か年計画というふうなことで今年度発注しているというような話であったんですけども、支払いについては平成30年度予算でということですのでよろしいんですかね。

水道ビジョンの話とかにも多分かわってくるのかもしれないんですけど、もうこれだけ億単位での改修工事がある中で、やはり平成31年度以降もどうなっていくのかというふうなところが、やっぱり皆さん気になる場所かと思いますので、今わかる範囲で平成31年度以降の施設の改修計画の内容についてわかる範囲でお教えいただけたらなと思いますのでお願いします。

交通整理業務委託料の部分についてですけども、いつ修繕が必要になるかというふうなことはわからないので、状況を見ながらというふうなことだと思っておりますけれども一応、予算が約286万円から約504万円に上がったという内容については理解いたしました。その後の修繕費で倍になっているっていうことについても、もう修繕費っていうふうなのはとにかく突発的、緊急的なことっていうのが多々ありますので一応倍になっているからというふうなことでどんなんがあるかなっていうふうなことでお聞きしましたけども、いきなり年度当初に1,200万円ぐらいかかるっていうこともありまして、平成30年度は緊急時にどれぐらいあるかっていうことでわからなくて積んでいる、そういうふうに上げているということはある程度やむを得ないことなのかなっていうふうに思いますので、一応お聞きしたということです。理解いたしました。

最後に、配水管整備事業の工事請負費に

ついてなんですけども、やはりこちらも先ほどの施設の改修と同様にやっぱり億単位でお金がかかる分ですし、管の長さや大きさ等によって金額は変わってくると思うんですけども一応今年度については1,918メートルというふうな話であるんですけど、こちらについても平成31年度以降もずっと整備しないといけないということになるのかなと思います。今後やっぱりこういったところにお金が出ていくということはあるかと思いますので、現時点で平成31年度以降でわかるような内容のところがもしあれば2回目でお聞きしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

経営企画課の水道ビジョンの話なんですけども一応、平成26年度から平成31年度まで見直しされるというふうなことで、今度についてはというか経営戦略を作成する上で10年間ですか、平成31年から平成40年までの10年間ということで今回中身についても詳しくできれば、お聞きしたいんですけど、まず予算的な話で言うと、今回1,166万4,000円というふうな策定委託料を組んでいるかと思うんですけど、後でもいいんですけどわかれば前に平成26年度から平成31年度につくったときの委託料がどれぐらいかかったのか教えてください。もうわからなければ結構です。やっぱり5年を次10年に見直しするということで長さが違うんで、その長さが違う分、今回この委託するに当たっては難しいケース、場面っていうふうなのがあらわれてくるのではないかなというふうに私自身が感じていまして、その10年する上で多分業務の洗い直しとか、たな卸しとかするというようなことは理解するんですけども10年とい

うふうな形でするに当たって何かこのあたりがしんどいかな。もうここ先数年のところではっていうふうなことは考えられるかもわからないですけど、要は平成38年、平成39年度、平成40年度というふうになったらやっぱり大分先のことでありますんで、このビジョンをつくるにあたって約1,000万円もかけてやる委託料なんで何かそういったところがあればお教えいただきたい。わかればで結構です。

最後、中央送水所管理事業の総係費の分については平成29年度にあった総合管理業務委託料をまず清掃と管理の部分に二つに分けたというふうなことで、内容について理解いたしました。調査設備の部分についても財政課経由というふうなことで理解しています。さっきの水道施設課の内容確認が最後しきれてないんですけど、とにかくそういうふうな形でまとめて予算的にというか、まとめてすることによってやっぱり経費削減につながるっていうふうなことは是が非でも積極的にやっていただきたいと思いますんで、それはもう水道施設課でも経営企画課でも一緒のことなんで今後もどんどん進めてやってほしいと思いますんで要望いたします。

以上2回目終わります。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

末永部参事。

○末永上下水道部参事 檜村委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

一つ目のお話にございました一般事務事業の補償金、その中で過去の経緯というかわかる範囲でのお話でございますが、その部分につきましても一昨年でございましたか大晦日、南千里丘、もっと過去にいきますと平成20年度に千里丘送水所の流出管が破裂しました。竹の鼻ガードが浸

かったというような形で千里丘一帯を一晩断水させていただいたと、以前におきましても管路の事故、範囲にもよるんですけど事故は多くあったと思います。今回のガスの供給管の話もございます。サンドブラスト現象という現象も過去にもございました。その辺の中で補償費というかその部分で活用するかどうかは別にしまして、当然保険も入っておりますので保険を活用しながら対応はさせていただいておるんですが、修繕等々被害に関しましては一定の負担、補償という形でさせていただいておるんですが、事故に関しましてその都度で何年ぐらいの間ということはなかなかはっきりとは申せないところがございます。水道施設において何年に1回事故が起こるというのは想定できない、今すぐ起こる可能性もございますのでその場その場で対応させていただいています。ただ今回の事故が大きかった、小さかったという話の中で言えば、直近で言いましたら千里丘送水所の出口でかなりの被害を出しましたのでそれが大きかったのかなというところでございます。

それともう1点水道施設課の水質モニターのほうでございますが、水質モニターのもともともこういう規制、水質管理のほうの規制はございませんでして、昭和59年に新たにつくらさせていただきました。その間、耐用年数のほうが十数年で、大体平成15年、平成16年ぐらいに1回更新させていただいております。2回目の更新については、水質を専門に確認する者がいるんですけども、データがおかしいとかいうような形から、全10基中の5基分の更新をさせていただく中では状況を見ながら信頼度が低くなっている分からさせていただいています。耐用年数の問題もござ

いますが、精度が落ちるとどうしてもコントロールができなくなってしまうので水質モニターの更新を今回お願いしておきたいということでございます。

それと後ほど榎本課長からも説明があると思うんですけども、配水管整備事業及び施設改修事業の予定はある程度決定しております。ただ今回水道ビジョン経営戦略策定の中で現状の計画をそのままいかといたらやっぱりその収支均衡の部分がありますので一定の整合性を図らせていただくという形の中では今の計画は基幹管路を中心という形、施設改修事業もタンクと電気関係を中心という形は変わらないんですけども、多少の変化は出てくるかなということでございます。

それと水道ビジョンのことでございますが、前回平成26年度水道ビジョンをつくらせていただいてそのときの委託料といたしましては500万円前後であったかなというふうな理解をしております。平成26年度から平成35年度までをつくらせてもらいまして、今度5年にしますと経営戦略のほうは10年なんでその辺の整合性、経営戦略と水道ビジョンと表裏一体と申しますか、同じような考え方もっておりますので、その辺の中での10年を設けさせていただいたのが、今回の水道ビジョンでございます。水道ビジョンを今回委託させていただくのは改訂版でございますが、同じく10年間で大体同じく500万円ぐらい、経営戦略につきましても約530万円、たな卸しが約140万円というふうな形でこの三位一体というか三つどもえの中でこの戦略を立てていきたいなという思いでございます。それと5年から10年になると難しいのは収支関係でございます。ただ、水道ビジョンを策定しな

い状態であっても10年の収支関係とか工事関係とかいうのは経営計画の中では策定させておるんですけれども、その辺の中ではそれをどういうふうに反映させていくか、投資のほうをどういうふうに反映していくかというのがやっぱり難しいところではあるのかなというような思いでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 榎本課長。

○榎本水道施設課長 2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、ミニショベルの件なんですけれども耐用は6年という形になって、使い方にもよるんですけれども一応平均的な利用で使って6年ということになっております。

計装設備点検業務委託料につきましては計上しております。平成30年度にないのは電子計算機保守業務委託料であることをご理解していただきたいと思います。

それから施設改修事業について来年度以降の予定はあるのかということのご質問にお答えさせていただきます。中央送水所の配水池の更新工事のほうを予定しております。平成30年度に基本設計の委託をしていきたいと思っております。それに引き続き設計委託をして工事の着手に入ることとなります。これが大きな工事の中で近々に計画をしているものになっております。

それから配水管整備事業についての平成31年度以降についての計画ということなんですけれども、現在、平成27年度から行っております鳥飼送水所から中央送水所までの基幹管路の更新工事、これは毎年ずっと継続してやっていきたいと思

っております。それ以外なんですけれども、やはり先ほども話させていただきましたとおり、南千里丘地区の配水管の更新工事は翌年度も引き続きやっていかないとはいけません。これについては確実にやっていきたいと思っているところでございます。

それから今、末永部参事のほうもありましたけれども、財政的な問題はあるんですけれども水道施設課としましてはやはり古い管についてはできるだけ早く更新をしていきたいと考えております。どこからやっていきたいかということにつきましても課内では検討しております。今の時点で優先順位をつけるとしましたら、やはりその正雀一津屋線に埋設されている管渠とか大阪高槻京都線に埋設されている管渠、この辺につきましましては配水区域が大きくてなおかつ古い、もし何かありますと非常に影響が起きると考えております。まだ順序、路線のことについては決まっておりますけれども、おおよその見通しとしましてまずそこはやっていきたいということは考えております。以上が来年度以降の整備計画の内容についてです。

○水谷毅委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 今の中で答弁が漏れているところございました。補償金の部分でございます。冒頭の樫本課長から説明させていただきました大阪ガスの供給管破損の関係でございました。その中で先立っての平成28年度決算審査の委員会で嶋野委員からのお話がありました。事故等があったら公営企業であってもどっかの場面で報告という形でさせていただきたいという思いがございますが、その件につきましましては大阪ガスと水道の中の補償内容がなかなか見えにくいところがございすけれども、因果関係はございます。その

辺も含めまして何らかの形で今後どこかの場面、改めて場を設けていただき報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 まず補償金の内容については今話もありましたようになかなかぱっとすぐ入ってくる話でないと思って、なかなか今ちょっと聞いたんですけれどもやっぱりいろいろ状況あると思うんですけれども、もし起きた場合についてはやっぱり情報提供していただきたい部分はあると思いますのでそのあたりについてはよろしく願います。

ミニショベルの部分については、多分使う量によって延びるというか使えるっていうふうな部分もあると思いますので、その辺はよく劣化状況とかそういうふうな故障状況とか見ながらしていってもらったらいのかなというふうに、ただ、あんまり長く引っ張り過ぎて何か問題が起きるようなことのないようにだけお願いいたします。

それで、水質モニターの分については、私はこのモニターの中身とか正直わかりませんので、やはりどういった状況で本来7年ぐらいのところということなんですけれども、何かやっぱり支障を来すようなことになってはいけないんで、先ほど前回の平成15年、平成16年ぐらいの更新時から、十二、三年という年数がたっていますんでそれが本来7年のところを十二、三年たっていて大丈夫なんかっていうふうなすごく気になる部分でありますので、やっぱり状況を見ながら早く変える必要があるんであれば5基やったから次の5基またしようとかじゃなくて、やっぱりその状況を見ながらかえる必要があるって

うふうなときは別に1基ごとにかえて問題ないのであればそういうふうにしていただけたらと思いますので、そのあたり要望しときます。

あと工事請負費、中央送水所の配水池の更新工事は平成31年度にしていきたいと、管の分についても今までずっと鳥飼送水所から中央送水所までやっている部分とかも含めてやっていくっていうふうなことで、より計画的にやっていただきたいと思いますし、やっぱりできるだけ早く古くなった分についてはかえていってもらえるようにできるだけお願いしたいですけれども、やっぱりお金がかかることなんadena一週に古いからかえるっていうのは難しいところはあると思います。入札という形になっていくとは思いますが、やっぱり失敗すると困りますけれどもやっぱりできるだけこれだけの高額のお金がかかっていますから、できるだけ落とせるところは落としていこう、でもしっかりちゃんと工事やっていこうというような形で今後もやっていってほしいと思いますので、そういった形で要望させていただいて、私の質問は終わります。

○水谷毅委員長 檜村委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑ございますか。

三好委員。

○三好俊範委員 それではご質問させていただきます。摂津市水道事業会計予算書に沿ってご質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず、20ページです。前回もご質問させていただいているんですけども職員の方の給料などが載っている表になりますけれども、平均年齢のところは平成29年2月1日からの49.1歳、技能労務職の方

が51.05歳から平成30年2月1日現在で事務・技術職の方が50.02歳、技能労務職の方が52.04歳とほぼ1年、普通にたったなという状況なんですけども、前回に質問させていただいてこういった形の技能労務職は特別な技術継承がいる仕事ですので4年、5年と継承に時間がかかってくる、時間が必要だというふうにおっしゃいましたけども現状、実態的には変わっていない状況だと思うんですけどもこのまま新しい方が入ってこない状況のまま進んでいっても大丈夫なのかどうか、もう言っている間に定年の方がどんとふえてくるとは思いますけども、そういったところの対策というか対応というのはどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

続きまして28ページです。水道事業会計予算実施計画説明書の給水収益についてお聞かせください。前回、こちらでも質問させていただきましたけどもJR東海の井戸水くみ上げ問題で先日、本市の上告が最高裁で棄却され完全敗訴が確定してしまいました。この予算書にも水道収益が減るということが記載されているかと思うんですけども、先ほど檜村委員の質疑でもありましたけれども、水道ビジョン等々の計画を今練っている最中だと思うんですけども、そこから丸々1億円ぐらい毎年毎年減収が予測される状態ですけれども、それを踏まえて今後、基本的に前にもお話をさせてもらいましたが水道事業というのは自給自足、収入を使って設備投資をしていくっていうお話でしたけども、それがやっていける状況なのかどうか。毎年、丸々1億円減収で、10年で10億円ですか、減収となると、かなりの金額になると思うんですけどもそういったところのお考え

をお教えてください。それに伴い耐震補強等々の配管の工事もされていてと思うんですけども、昨日、東北の震災から丸7年たちました。耐震工事のほうはそこまで数値的には決して高くはない状況だと思うんですけども震災が現時点で起こると恐らく大変なことになると思うんです。ライフライン、水道っていうのは本当に命にかかわる話でありますから、設備投資にお金がかかる話ですけどもしていかないといけないことだとは思いますが、7年たったということでの摂津市においても7年たったからと言って風化させるわけではなくて、きょうあすにでも地震が来たときでも万全だと、摂津市は大丈夫だと言えるような状況にしていけないといけないと思うんですけども、そういった災害時の耐震補強の配管の整備がどの程度、先ほどの減収もありますんで、そういった形の計画もあわせて教えていただきたいです。

さらに災害時のときに貯水されているお水を使ったりとかされると思うんですけども、その状況と災害時に対応できる状態なのかどうかあわせてお教えてください。

続きまして41ページです。通信運搬費のページー専用回線使用料、銀行専用回線使用料、手数料の銀行口座振替手数料。水道料金を徴収するにあたってこういった形の手数料をお支払いされていると思うんですけども、市民の方からお話を聞きまして、今、電気、ガスとかはクレジットカードが使える状況なので、クレジットで支払いをしているんですけども水道料金だけはどうしても口座振替だとか、さらに2か月に1回来るのですのでく忘れがちだという話を聞いたんです。確かに本市に至っ

てはクレジット払いにすると信販会社に支払う手数料が大幅にふえるのでコストパフォーマンス的にはどうなのかなというのも確かに疑問はあるかもしれないんですけども、この日本という国は東京オリンピックに向かってキャッシュレス、現金を使わない風習を取り込んでいこうと各銀行とかもいろいろ今やられているような状態です。で、世界情勢的に見ても日本というのはキャッシュレスの文化というのはかなりおくられている状況で中国とかはもうほとんどの方が現金を持ち歩いているというような状況をお聞きしますし、後発なのかなと思っております。そういった正直金銭的なものもあるとは思いますが、そういったクレジット払いの対応とかは今後考えられてるのかどうかお教えてください。

続きまして51ページです。配水管布設工事等です。5億円ほどの予算が計上されていると思います。工事というのは先ほども申し上げていますが、基本的には必要な工事はどんどんやってほしいという思いはあるんですけども、先日多分ご存じだと思うんですけども、大阪市の記事ですが、インターネットで引っ張ってきた新聞報道の記事になるんですけども、大阪市の発注の上水道工事で複数の業者が市の指定より安い埋め戻し材を使って不正な利益を得ていた問題が発覚したんですけども、改良土を使うように市が指定していたんですけども、実際の請負業者は下請業者に依頼し、下請業者が実際の改良土よりも安いものを使い、明細書を偽造して元請け業者に渡し、それで工事が行われていたという事実が大阪市のほうでありました。それは、2003年からずっと続いていて先日わかった話ですけども、こうい

ったことが摂津市では起こっているのかどうか、そういった調査とかされているのかどうか、これは大変な問題だと思うんですけど、もしこういう事実が本市にもあれば。もしなかったも、大阪市でこういった事実が発覚したので、本市においても調査は必要だというふうに、私は考えているんですけども。

ただ、これというのは正直、下請業者が不正な明細を提出しているの、かなり見つけにくい事例なのかなと。今回の場合、告発的なこともあって、調べ直してわかったそうなんですけども、そういったところを、この摂津市の現状、そういったことが起こっていないか、そして調査をしているのか、あわせて教えていただきたいです。

1回目は以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員のご質問にお答えさせていただきます。

一つ目にご質問いただきました予算書の20ページ、21ページの職員の配置状況でございますが、平成30年2月の時点で事務・技術職員が29名、短時間職員が4名、平均年齢は50.02歳、技能労務職につきましても6名で、短時間が1名、平均年齢51.05歳、合計40名。全体の平均年齢としては50.08歳と、近年では、50歳を初めて超えたという状態でございます。同じ部の中でも、下水道事業に関しましては41.06歳、本庁職場におきましても、一般会計で、41.02歳。その中で、水道事業は突出して職員の年齢が高いというのが正直なところでございます。

その中で、職員の事務・技術職員の内訳としましては、事務職員が19名で、短時

間が1名。事務職員につきましては、平均年齢は49.03歳と、50歳近いという状態でございます。

技術職員につきましては10名で、短時間が3名で、技術職員につきましては51.03歳で、それ以上に上がっているというところでございます。その中で、技術職、事務職を区別することなく職員年齢の、上水道事業につきましても職場の職員構成の中心が50歳から54歳で40名中14名になっておるところでございます。

全体的に、その中でいいますと、45歳から49歳が8名、45歳から54歳の中で40名中22名が、その年齢に達しているというか。将来的には、危機感というのは重々考えておるところでございます。

技術継承も含めまして、水道事業、今後、これから永久的に進めていく中では、やっぱりその事業一つ一つの事務仕事を継承する内容はあるんですけども、技術継承等になってくると1年、2年ではなかなか継承は難しいというところがございます。その辺も含めまして、今後とも継承できるように、直近でございましたら下水道事業との人事交流や一般部局との人事異動等というのを、今後とも人事当局にお願いしていきたいと考えております。

それと、二つ目にごございました給水収益の減少に伴い、更新工事がこのまま続けていけるのかというようなご質問だったかと思うんですけども、その辺につきましても、この前の平成28年度決算で単年度黒字という形、平成29年度も一応黒字計上というところでございますが、今後、節水、水需要の減少と設備投資、この設備投資をあきらめると、なかなか事業として後世には伝えていけないのかなと。負の遺産とならないよう、事業を進めていかないと

いけないというところがございます。

ただ、給水収益につきましては、確かに平成28年度決算に比べましたら、今のところ平成35年度の時点で大体、平成35年には大体1億8,000万円ほどの短期の収益が減少するというふうなところも把握しておるところでございます。

その辺で、施設更新、耐震化、先ほど檜村委員の質問にございました管路の老朽化による破裂とか、多大な迷惑をかけていくという中で、今の水道ビジョンの計画をそのままを踏襲できるかというところ、この減収分も含めてのビジョンを立てる中で、スピード的なものもございますけれども、できるだけ更新を止めることなく進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 林部参事。

○林上下水道部参事 上下水道料金のクレジット払いの件についてお答えします。

大阪府下でクレジット払いをしているところでは、大阪市が平成26年度からクレジット払いをされております。北摂では、箕面市ですね。それから、池田市が平成29年5月から受付を開始されているということを聞いております。

ただ、箕面市、池田市につきましては、「YAHOO! 公金支払い」というサービスで、パソコンから登録されてということで、箕面ではが都度払いと継続払いの登録ができ、池田市では、今のところ継続払いということになっておるんですが、導入後の件数を聞きますと、申し込みが、始めた当初は件数が結構上がるんですが、それ以降が余らないということで、その選択肢をふやすことはいいことなんですけれども、徴収的に同じようなバランスには、なかなか

かなり得ないかなと思います。

もちろん、ランニングコストもかかりますし、1件当たりの費用もかかるので、この辺が口座振替の手数料なりが上がってくると、見合いがつくのかなと。

ただ、クレジット払いのメリットとすれば、納付書を発送しなくていいと。その辺の請求行為はクレジット会社がやってくれますので、郵送料の六十何円ですね。市が払っている分がペイできると。

コンビニで1件当たり55円の手数料をお支払いしていますので、その分は郵送料とペイできるかなとは思っておるんですけれども、北摂では、まだ2市だけなので銀行なり、その辺の調査を進めて、メリット、デメリットの関係を含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 檜本課長。

○檜本水道施設課長 では、三好委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、耐震補強の状況ということですが、管路で約237キロメートルございます。管路全体からしますと、耐震化率につきましては7.4%です。それから、今、大口径管の基幹管路を更新を進めておりますけれども、これに限りまして、平成28年度末で21%になっております。

次に、災害時のときの確保できる水の量というご質問に対して、お答えさせていただきます。鳥飼送水所と千里丘送水所のほうには、緊急遮断弁がつけられているタンクがございます。鳥飼送水所は5,000立方メートルで、千里丘送水所が2,400立方メートルの計7,400立方メートルが緊急遮断弁で、震度5が起きますと自然に遮断して水の流出を防ぐという形になっております。

これにつきまして、仮にですけれども、50%の水があるという状況とします。それから、太中浄水場のほうには地下の配水池が3,000立方メートルございます。これを合わせますと、全体で6,700立方メートルは確保されます。

これを摂津市民一人当たり、緊急時、最初1日に約生命維持用として3リットルが要る。それから、生活が落ちついた4日目からは1日20リットルが必要となるんですけれども、この計算でいきますと、大体6.5日はもつ形になっております。

それから、配水管布設工事についての土の件についてなんですけれども、大阪市の問題につきまして、改良土を使うということが前提になっていたと思います。この改良土というものは、下水処理で発生した汚泥を焼き、固めて、砕いたものを土として使っているということで、これを使いますと、ふだんの再生土などに比べ費用が高くなるということになっています。ただ、それでもリサイクルの観点上、それを使っていたというふうに思われます。

摂津市水道施設課では、それを使っておりません。再生土か、もともとの地山を使うか、どちらかなんですけれども、摂津市水道施設課では再生土のほうを使っております。

再生土のほうは、費用としては安くなっておりますので、その費用の問題についての間違いはございません。ただ、量につきましては、やはりその納入量と、あと設計量とを必ずチェックをして、それに差異がないかどうかだけは確認している状態になっております。

以上です。

○水谷毅委員長 三好委員。

○三好俊範委員 まず、職員の方の年齢な

んですけれども、やはり年齢層が比較的というか、かなり突出して高く、今、新人の方が来て、54歳の方が今から教えようとしても、やっと教え終わるのが59歳というのが多分、想像できると思うんですけれども、もう、ここ一、二年が恐らくリミットなのかなと。ご説明をいただいた限りではちょっと想像ができたんですけれども。

この摂津市というのは少数精鋭でやっていくということで、人員削減というのは大事だとは思うんですけれども、やはりライフラインにかかわる、何かあったときに市民の方が頼るのは、水道に関してはこういった方々になるかと思しますので、早急に人事の話もあるとは思うんですけれども、最近、人員確保がかなり厳しいというふうに言われている時代ですけれども、そこをどうにかしないといけない問題でもあると思いますので、早急にやっていただくよう要望として、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、給水収益に関してですね。やはり水道料金、水道収益が減ると、やっていくというお話、すごい理解することができます。意思というのが理解できるんですけれども、物理的にお金のかかる作業、膨大な費用がかかる話になってきますので、やっていただかないといけないんですが、お金の面でその採算というか収益に対して施設投資が間に合うのかどうか。

先ほどもお話ししましたが、きょう、あすに地震があったときとか、そういった形の、それは誰にも予想できない話ですので、そういったところをもう一度見直していただいて、予算が足らないのであれば、前もお話しさせていただきましたけど、どうにか、ほかから引っ張ってくるとか、そういったことも僕は必要じゃないかなと。

基本的にはできないというのも、この前の部長の答弁でもお聞きさせていただきましたけど、どうにかこうにかしないといけない話はしないといけないのですので、やっていただくように要望させていただきます。早急に計画を立てていただいて、また教えていただきたいと思います。

耐震工事の件、配管の件になるんですけども、正直、数値は知っていたんですけども、余りそこまでよくはない。さっきとつながる話ですけども、早急にやっていただけるように、先ほどとあわせてですけども、金額的なものもあるとは思いますが、ぜひやっていただきたいと要望しておきます。

クレジットカード払いの件につきまして、ご答弁ありがとうございます。やはり先ほども言いましたけど二か月に一遍なので、電気、ガスをクレジット払いでやっている人は本当に忘れがちになるんです。公共料金はそれでおしまいやという意識があるみたいで。二か月に一遍なので、毎月のことじゃないので。人間、二か月あると忘れがちで、それが未納とかにも少しつながったりとか、それで未納で、市が払ってくださいと、また送ったりすることが、先ほど言っていました節約なり郵送代にかかってきたりとかする件も、多少はあるんじゃないのかなと思っているんです。

北摂で二例しかないの、やりにくいというお話もわかるんですけども、逆に、先進市というか、ほかがやっていないので摂津市ではこういうことができますよと。他市から来てくれた人に公共料金の説明とか、説明を最初にされると思いますけども、セールスポイントになるべき話ではないのかなと。多少、人数的には少ないかもしれないんですけども、考える余地はあるのかなというふうに思いますので、ぜひ、検

討していただけるようお願い申し上げます。

新聞報道にありました、大阪市の改良土につきまして、摂津市におきましては費用が高いものを使っていないので、現状、大丈夫だというふうに把握されているというふうにご答弁いただきました。

基本的には、見ていただいているので、そういった調査、常に監視していただいているという答弁もいただきましたので、安心なのかなとは思うんですけども。ただ、大阪市も恐らく、まさかそんなことがあるとは思わなかったという事態だとは思うんです。隠されていることをあばくには疑わないと、正直、わからないことが多い。疑ってかかって、やっと、ああ、そんなことをやっていたんだなとわかることが日常的にも多いと思うんです。

ですので、土に関しては、いけるのかもしれないんですけども、水道事業はさまざまな工事、いろんな業者に依頼をされていると思うんですけども、そういったところをもう一度、精査していただいて、大切な税金を使われていることでもありますから、特に水道の事業というのは公共のライフラインですから、何かあったら正直、済みませんでは済まない話になってきますので。

今、大阪市は業者に損害賠償請求をしているそうなんですけども、その支払い能力があるのかどうかもわからないですし、そういった事態に陥らないように、反面教師じゃないですけど、隣の市でこういうことがもう事例として上がってきましたので、仕事の量はふえるかもしれないんですけども、一つ一つ見ていっていただいて。これも、要望とさせていただきます。

以上です。

○水谷毅委員長 三好俊範委員の質疑が
終わりました。

本日の委員会は、この程度にとどめ散会
いたします。

(午後 5 時 1 分 散会)

委員会条例第 29 条第 1 項の規定によ
り署名する。

文教上下水道常任委員長 水谷 毅

文教上下水道常任委員 檜村 一臣